

第二十六回国 参議院大蔵委員会公聴会會議録第一号

昭和三十三年三月十九日(火曜日)午前
十時三十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
江田 三郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

稻浦 鹿藏君
木暮 武太夫君
塩見 俊二君
土田 国太郎君
吉米 地英俊君
宮澤 喜一君
武藤 常介君
天田 勝正君
大矢 正君
栗山 良夫君
榊 繁夫君
杉山 昌作君

事務局側
常任委員
会専門員
公述人

一橋大学教授 井藤 半弥君
日本労働組合総評議会政治部長 小山 良治君
全日本中小企業協議会中央委員長 五藤 齊三君
興國人絹パルプ株式会社取締役 青砥 正吉君
綿屋経理部長

産業経済新聞
社取締役論説 波多 尚君
副委員長

本日の会議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)
○租税特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(廣瀬久忠君) これより大蔵
委員会公聴会を開きます。

本日は所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法案、以上、三案について五人の公述人の方から御意見を伺うのでございますが、公聴会に入るに先立ちまして、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

御多用のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、当委員会としては皆さん方の御意見を十分に拝聴いたし、今後の法律案の審査に参考といたして参りたいと存じておるのでございます。この点も含みの上、忌憚なき御意見の御開陳をお願いいたします。

また、後刻、委員からいろいろ御質問を申し上げますが、その際は簡明に御答弁をお願いいたします。

それではまず、一橋大学教授井藤半弥君に公述をお願いいたします。
○公述人(井藤半弥君) 一橋大学の井藤半弥であります。お招きによりまして、

て、所得税法、法人税法、租税特別措置法の一部を改正する法律案、諸法案を中心に意見を申し上げます。

三つの法案が主題になっておりますが、ほかの国税で時には地方税とも関連がございますので、この三つの法案以外のものに多少触れるところもございまして、この点あらかじめ御了承願いたいと思ひます。

それで申し上げますことは、三つの法案を中心と申し上げますけれども、実は国税全般にわたるところが非常に多いと思ひますので、この点もあらかじめお含みを願ひます。それからもう一つあらかじめ御了承願ひたいことは、ちょうど一カ月前、二月十九日衆議院予算委員会、予算の公聴会に招かれまして公述いたしました。そのときもやはり税制問題につきましても簡単に触れたのであります。今日申し上げますことは、その部分と非常に重複するところが多いのであります。また重複するのにはある意味において当然とも考えられます。同じ人間が同じ問題について意見を述べるといふことになりまして、多少重複する部分は当然かといふことであります。しかし、多少違うところもございまして、それはこの一カ月の間に、政府が新しい計数なんかを発表したものがございまして、一カ月前に申し上げた資料をもっと新しい材料によって補綴を加えたところもあるといふことを申し添えておきます。それから一カ月前の衆議院の予算の公聴会の場合、予算全般でございまして、きょうは何と申しましても税制中心でございまして、それと結論は同じでございますけれども、よりこまかに意見を申し上げます。すぐに入ります。これは毎度いふもうこういふ機会に申し上げておることでございますが、国の税制を検討する場合に二つの点に分けて問題にするのが便利だと思ひます。そのうちの一つは、租税負担が全体として見まして、国の国民の全体の経済力その他から見て当を得たものであるかどうか、これが一番の問題であります。二番の問題はこの全体としての数量がかりに当を得たもの、あるいはかりに当を得ないものと仮定いたしました。その内容がどうか、それを国民に割当てる割り当て方がうまくいっているかどうか、すなわち数量の問題と内容の問題、この二つに分けて公述するのが便利だと思ひますので、このやり方によって公述いたします。

まず第一に数量の問題であります。御案内の通り、昭和三十三年の予算によりまして、国税は合計いたしましたけれども、もちろんその中には、たばこ、その他の専売益金を含みますが、国税が、合計いたしました一兆九百四十八億円であります。それに地方税が四千六百九十二億、国税、地方税を合計いたしますと一兆五千六百四十億。そこでこの一兆五千六百四十億というこの税金の総額が、国民の経済力その他から見て当を得たものかどうかという問題、これにつきまして、私、衆議院、参議院の税制の公聴会においてたえずこの点を問題にいたしました。けれども同じようなことを申し上げるのはどうかと思ひますが、きょうはその結論だけを申し上げます。それからもうろん計数は明らかにいたしました。それで一番普通に行われているのは、この一兆五千六百四十億というのを国民所得で割り算いたしました。国民所得の何パーセントかということによって大体の見当をつける。政府の発表の資料によりまして、現在の昭和三十三年度国民所得は八兆一千八百億であります。租税の国民所得に対する割合を見ますと、昭和三十三年度は一九％であります。去年は二〇％、大体同じ率であります。一％軽くなっているといふことになりまして、きょうの辺の一％なんかは大勢に影響ございせん。一％軽くなったから軽いかどうかといふこと自体が少し変なんでありまして、この辺はまあ一、二％は同じと考えていいのじゃないかと思ひます。とにかく三十三年度は一九％三十一年度は二〇％、終戦後のこのパーセンテージが一番重かったのが昭和二十四年であります。昭和二十四年が二六％、昭和二十四年と申しますと、皆さん御案内の通りアメリカのシャープ使節団が参りました年でありまして、シャープ税制が実施されたのが二十五年、シャープ税制の実施される前の、旧税制の最後の年、二十四年度が二

六%、戦争のまっ最中の昭和十九年度が二九%、昭和十年度が一四%であります。

そこで租税の国民所得に対する割合を見ますと、途中でいろいろな数字をあげましたけれども、中華事変前の昭和十年の一四%と昭和三十三年の一九%と比較いたしますと、三割六分現在が重いということになっております。

三割六分、一九%と一四%、三十二年の一九%を昭和十年の一四%に比較いたしますと、三割六分だけ重いことになっております。ところがこれはもう絶えず多くの人が主張いたしますように、租税を国民所得で割つただけで税金の負担が軽いとか重いとかを判定することは、ちょうど井藤の声の大きい小さいで、井藤が達者であるかどうかを判定するのと同じであります。まして、まあ井藤の声が大きいときは元氣、声の小さいときは元氣がないと、病氣だというくらい程度のしに意味がないのであります。これはどの点が当てにならないかということ、かつてこの公聴会で申したこともございしますが、きょうはそれを省きます。

そこで三割六分だけ重いというのは、まあこれは大体そうだということであつて、厳密なものでありません。それでより精密、より真相に近いものを数学で表わすにはどうしたらいいか、これについてもいろいろ問題があります。昨年来やっておりますことは、ここでも皆さんまたかとおっしゃるかもしれませんが、これはいつもやっておりますが、分子に租税を置きまして、分母に負担能力の最大限を表わすもの、これを分母に置いて、負担能力の何割が税金になつて

いるか、そういう計算をするのであります。そこで負担能力というものを一體どうしてはかるかといった場合に、国民所得の総額というものは必ずしも負担能力を表わすものではございません。というところは、これは国民所得全部を国家がその税金として取るようなことがあれば、国民の手元に残りません。それが残るのであります。

そこで負担能力というものは、国民所得から国民の最小生活費を控除した残り、これが負担能力の最大限を表わしたものと考えるのであります。ところが国民の最小生活費をどうして計算するか、これも最小生活費とは何かという解釈によりまして、何でも答が出てくるのでございまして、たとえば人間が動物としての最小生活を営むにはどうしたらよいかといった場合には、われわれは飯を食うのもぜいたくだ、どっかで残飯を食つてきたらよいのだとか、あるいはカルシウムをとるために骨の粉を飲めばいいとか、何とかかといひますが、これは人間が動物としての生活を行う最小限度でございまして、それでは困るのであります。まあ文化的最低生活費でなくてはいけません。この計算はやさしいようでは、私がいふ、急に間に合いません。で、私が絶えずやっております方法は、われわれの飲食費、食費をかりに最小生活費を表わすものと仮定いたしまして、もちろん、それでは衣食住のうち衣と住はどうするかということになります。計数で計算するのは非常に困難でありますので、拙速という意味で、かりに食費だけを国民の最小生活費を代表——食費によって国民の最小生活

費が代表されるものと仮定いたしました。そして国民所得から食費の分を引きます。これを分母に置きまして、分子に税金を置いて、租税の負担能力に対する割合を絶えず私は計算しております。その計算方法によりまして、昭和三十三年は何パーセントになるかという三四%になるのであります。租税の国民所得に対する割合は、先ほど申し上げましたように一九%でございまして、今申しましたあとで計算方法、租税の負担能力最大限に対するパーセンテージを求めますと、昭和三十三年は三四%になります。それから去年はどうかといったかと、三十一年度は同じようにして計算しますと三六%であります。それから、途中は飛ばしまして、昭和十年、日華事変以前の昭和十年度はどうだったかというところ、一九%になるのであります。そこでこの方法によりまして、昭和三十三年は三四%であり、昭和十年度は一九%になるのであります。兩者比較いたしますと、現在は八割重というところになっております。租税の国民所得に対する割合で申しますと、先ほど申しましたように三割六分重というところになっておるのであります。が、ああいう租税のいろいろな負担能力に対する割合によって計算いたしますと、昭和十年に比べて昭和三十三年は八割重というところになっておるのであります。これは総額の問題でございまして、これにもまだいろいろ不正確なところがございますが、こういう場合に、学校の講義のように学説を申し上げるということは、かえつて所を得ませんので、やはり計数で申し上げなくてははいけませんので、計

数で計算し得る程度のことを申し上げますのであります。これは数量の問題であります。

今度は内容です。一兆五千億、ここでは主として一兆五千億だと申し上げますけれども、国税を中心としたしております。一兆九百四十八億、地方税を省きまして、国税の内容が、制度として内容がどうかというところ、日華事変以前に比べて、現在は国民の負担が八割重くなつてゐるが、一体内容はどうかという問題であります。そこで内容がいかにか悪いかを検討するためには、厳密に申しますと、租税制度全体について、税法全体についてこまかに検討しなければならぬのであります。これを数字によつて大づかみに大体の見当をつけるというところには不便であります。そこで一番普通に行われておる方法は、租税、この場合国税であります。が、国税の中には、もちろん専売益金を含めまして、国税を直接税と間接税に分けて比較するというのが普通に行われております。その言わんとする心は直接税といふやつはとくく累進課税が行われておる。間接税は貧乏な者も金持の者も同じ金額——まあものによつて違ひますが、大体同じことだ。そこで直接税が多い方が税制として大體よいということが普通行われておる考え方です。そこで直接税が昭和三十三年は何パーセントを占めてゐるかというところ、五〇%であります。残り五〇%が間接税であります。大蔵省主税局の発行いたします租税、印紙収入に関する説明でございまして、これは皆さんのお手もとに配付し、私もちやうだいいたしました。あれを見ますと、直接税と間接税と、その他のもの

のうちのものが入つていますが、あのその他のものは、私は間接税に入れておきます。そこで、昭和三十三年は直接税、間接税ともに五〇%であります。去年はどうだったかというところ、三十一年度は直接税が五一%でございました。シャウアが参りました年——昭和二十四年度は五四%、間接税は省きます。百から引けば間接税が出ます。戦争まっ最中の昭和十九年度は六六%、昭和十年度は三五%、そこでこの戦争前、昭和十年度と現在と比べますと、昭和十年度の三五%を昭和三十三年の五〇%に比べますと、租税の重心が戦争中は別といたしまして、事変前に比べますと、現在は直接税の負担が重くなつておるのでございまして、大づかみにいたしまして、税制として大體いい方向に向つてゐると一応は言えるのであります。が、これも私は、計数は違ひますが、絶えず計つておること、ございしますが、現在は直接税と申ししましても、大衆課税の色が非常に強いのであります。それで現在日本におきまして直接税、間接税を分けまして、直接税が多いからこれは大部分金持が負担する、間接税が少いから大衆課税が少いというところは言えないのであります。現在日本におきましては、直接税も間接税ともに大衆課税の色が非常に強いのであります。計数を新たにいたしましたのですが、この方法は、私の書物やあるいは公聴会で絶えず言つておることでありまして、この直接税のうちの代表的なものでありますところの所得税の納税者の内容を見ますと、いかに現在の……、税制改革をやつてからの話ですが、昭和三十三年といへども今度は千億の減税

とか何とかで相当減税をやりました
が、それから後でもなお現在の直接
税、ことに所得税には大衆課税の色彩
が強い。それをまず計数で申します
と、所得税の申告納税者の予定数は二
百十三万人であります。これはやはり
ちょうどいいました資料によつて
最近計算いたしました。そのうち、所
得年五十万円以下の者が何パーセント
を占めておるかという、八二%を占
めておるのであります。年所得五十万
円という決して金持ちというのでは
ありません。井藤といえども五十万円
を突破しておるのであります。この
五十万円以下の連中は八二%でありま
す。それから、国民所得総額でなく、
申告所得税を払うための、申告所得
額が幾らかと申しますと、八千七百五
十七億円であります。このうち五十万
円以下の分の所得はどれだけかとい
うと、六一%であります。すなわち、大
部分が五十万円以下、それからまた、
見方をかえまして、課税の対象となる
給与所得、勤労所得、ここに申します
のは給与所得総額ではなくて、給与所
得の少し上の方ですが、課税の対象と
しての給与所得に属する人は何人かと
申しますと、八百四十九万人でありま
す。このうち五十万円以下の者が八九
%でございます。大体九割が五十万円
以下、前の申告所得の場合は八二%で
したが、今度は八九%。やはりパーセ
ンテージは上っております。それから
課税の対象となる給与所得総額は幾ら
かと申しますと二兆六千九百九十億
円、うち、やはり五十万円以下の所得
の占める割合が七五%になっておるの
であります。

て七五%。そこでこの申告納税を見ま
しても、それから主として源泉徴収
をされる給与所得を見ましても、人数
から申しましても、所得の金額から申
しましても、大体六割ないし九割に当
ります。これは今申しましたこまかな数字
をやめまして、六割ないし九割は五十
万円以下のいわゆる階層が負担するので
あります。こういう意味において現
在日本の直接税の代表的なものである
ところの所得税に大衆課税の色彩が強
いということは、今度の一千億円の減
税をやつてなおしかりということが言
えるのであります。なぜこうなつたか
という、これはやはりやむを得ない、
ある意味においてやむを得ない事情が
ござります。

それは所得税のかかる所得階層別の
表について分析いたしますと、所得税
のかかる所得を、たとえば百万円から
二百万円までの者は何人で、その金額
は幾らか、あるいは二百万円を越え
る百万円までの者は何人おつて、その
金額は幾らか、あるいは百万円以下
七十万円の者は何人かという階層別の
分布表です。それをもとにいたしまし
て、一年の所得百万円以上の階層は一
体どのくらいおるか、百万円というこ
これは相當の金持という意味であり
ますが、年所得現在百万円以上の階層は
どれだけおるかお申しますと、これは
昭和三十年度の計算でありましたが、所
得金額について申しますと六%であり
ます。現在所得税を払う、所得税の課
税対象となる所得のうち、百万円を越
える階層の所得を合計するとわずかに
六%であります。ところが事変前の昭
和十年度はどうであつたか。昭和十年
度の百万円といへば、今の貨幣価値に

直せば三億円以上ですから、そんなの
はここでは問題にできません。そこで
昭和十年度の大体三千万円が現在の百万
円に該当するのであります。物価指数
で調整いたしますと昭和十年度の三千
万円、これは現在の貨幣価値に直して百
万円、そこで昭和十年度について見ま
すと、三千万円以上の人の所得金額が何
%を占めておつたか。別の言葉で申し
ますが、昔の三千万円が今の百万円であ
ります。その百万円に属する者は当
時課税の対象となる所得の何%を占め
ておつたかという、六十一%、現在はど
うかという、百万円以上はわずかに
六%であるのに対して、昭和十年
度は六十一%という、すなわち半分以上
が、六割以上が三千万円を越える、現在
の貨幣価値に直しまして百万円以上の
階層であります。それから税金を見ま
すと、やはり昭和三十年度で年所得百
万円以上の人が所得税のうちの何割を
負担しておるかという、二二%であり
ます。さつきは六%であつた。今度は
二二%になりました。これは異進課税
の關係でこれはこうなるのは當然であ
ります。所得額が百万円以上の人の
所得税額が、所得税全体の何%を占め
ておるかという、昭和三十年度は二
二%であります。ところが昭和十年度
の三千万円以上の人が当時の所得税総額
において占める割合を見ますと八九%
であります。当時大衆所得税の九割近
くのもの三千万円以上の人が占めてお
る。いかに現在国民が貧乏になつた
かということがわかるのであります。
国民全体として富の分配關係が、
今度の戦争やその他の關係で非常に平
等になつておる、しかも低い方の平等
になつておるということは言えます。

そのためにやはり納税者総数もふえま
して、昔のようにいわゆる金持ちだけ
所得税を負担するということができな
くなりまして、納税者は總数を見まし
ても、昭和十年まではいつも百万人以
下でありましたが、昭和三十年度は、
これは概数であります。一千六十二
万人といふことになっております。大
蔵省の発表の数字では、もちろん昭和
三十年の一千九百万人に比べますとだ
いぶ減つておりますけれども、もとよ
り人口もふえておりますが、しかしな
がら、事変前に比へますと十倍の人が
所得税を納めておる。なぜかういふ
うになつたかと申しますと、国民全体
が貧乏、所得の分配關係が平等に近
なつた。これは申し上げるまでもない
ことであります。次に、戦争中、事変
後における事実並びに政府の政策に
よつてかういふふうになつたのであり
ます。ただ結論だけを申しますと、第一
が戦争で、戦争ではやはり持てるもの
が失うのであります。ないものは失
いません。それから農地改革、それから
財産税、昭和二十一年三月一日現在で
たしか最高九〇%の財産税がかかり
ました。財閥解体、集中排除、それ
からインフレーション等々、かうい
ういろいろの事実によりまして、頭の
高いところははずと切られた。かうい
う意味で、富の分配關係が下の方に、
貧乏なところの饒で平等に近くなつ
た。もちろん最近はいふことが矯正
といひますか、變りつつありますけれ
ども、しかしそれは大体かういふ傾向
が残つておるのであります。これは第
一次世界大戦後の日本の場合とは違
てあります。あれは、あの当時は資本
主義の興隆期でございましたために、
富の分配が不平等になつて、金持ち

と何かで相当減税をやりました
が、それから後でもなお現在の直接
税、ことに所得税には大衆課税の色彩
が強い。それをまず計数で申します
と、所得税の申告納税者の予定数は二
百十三万人であります。これはやはり
ちょうどいいました資料によつて
最近計算いたしました。そのうち、所
得年五十万円以下の者が何パーセント
を占めておるかという、八二%を占
めておるのであります。年所得五十万
円という決して金持ちというのでは
ありません。井藤といえども五十万円
を突破しておるのであります。この
五十万円以下の連中は八二%でありま
す。それから、国民所得総額でなく、
申告所得税を払うための、申告所得
額が幾らかと申しますと、八千七百五
十七億円であります。このうち五十万
円以下の分の所得はどれだけかとい
うと、六一%であります。すなわち、大
部分が五十万円以下、それからまた、
見方をかえまして、課税の対象となる
給与所得、勤労所得、ここに申します
のは給与所得総額ではなくて、給与所
得の少し上の方ですが、課税の対象と
しての給与所得に属する人は何人かと
申しますと、八百四十九万人でありま
す。このうち五十万円以下の者が八九
%でございます。大体九割が五十万円
以下、前の申告所得の場合は八二%で
したが、今度は八九%。やはりパーセ
ンテージは上っております。それから
課税の対象となる給与所得総額は幾ら
かと申しますと二兆六千九百九十億
円、うち、やはり五十万円以下の所得
の占める割合が七五%になっておるの
であります。

て七五%。そこでこの申告納税を見ま
しても、それから主として源泉徴収
をされる給与所得を見ましても、人数
から申しましても、所得の金額から申
しましても、大体六割ないし九割に当
ります。これは今申しましたこまかな数字
をやめまして、六割ないし九割は五十
万円以下のいわゆる階層が負担するので
あります。こういう意味において現
在日本の直接税の代表的なものである
ところの所得税に大衆課税の色彩が強
いということは、今度の一千億円の減
税をやつてなおしかりということが言
えるのであります。なぜこうなつたか
という、これはやはりやむを得ない、
ある意味においてやむを得ない事情が
ござります。

それは所得税のかかる所得階層別の
表について分析いたしますと、所得税
のかかる所得を、たとえば百万円から
二百万円までの者は何人で、その金額
は幾らか、あるいは二百万円を越え
る百万円までの者は何人おつて、その
金額は幾らか、あるいは百万円以下
七十万円の者は何人かという階層別の
分布表です。それをもとにいたしまし
て、一年の所得百万円以上の階層は一
体どのくらいおるか、百万円というこ
これは相當の金持という意味であり
ますが、年所得現在百万円以上の階層は
どれだけおるかお申しますと、これは
昭和三十年度の計算でありましたが、所
得金額について申しますと六%であり
ます。現在所得税を払う、所得税の課
税対象となる所得のうち、百万円を越
える階層の所得を合計するとわずかに
六%であります。ところが事変前の昭
和十年度はどうであつたか。昭和十年
度の百万円といへば、今の貨幣価値に

直せば三億円以上ですから、そんなの
はここでは問題にできません。そこで
昭和十年度の大体三千万円が現在の百万
円に該当するのであります。物価指数
で調整いたしますと昭和十年度の三千
万円、これは現在の貨幣価値に直して百
万円、そこで昭和十年度について見ま
すと、三千万円以上の人の所得金額が何
%を占めておつたか。別の言葉で申し
ますが、昔の三千万円が今の百万円であ
ります。その百万円に属する者は当
時課税の対象となる所得の何%を占め
ておつたかという、六十一%、現在はど
うかという、百万円以上はわずかに
六%であるのに対して、昭和十年
度は六十一%という、すなわち半分以上
が、六割以上が三千万円を越える、現在
の貨幣価値に直しまして百万円以上の
階層であります。それから税金を見ま
すと、やはり昭和三十年度で年所得百
万円以上の人が所得税のうちの何割を
負担しておるかという、二二%であり
ます。さつきは六%であつた。今度は
二二%になりました。これは異進課税
の關係でこれはこうなるのは當然であ
ります。所得額が百万円以上の人の
所得税額が、所得税全体の何%を占め
ておるかという、昭和三十年度は二
二%であります。ところが昭和十年度
の三千万円以上の人が当時の所得税総額
において占める割合を見ますと八九%
であります。当時大衆所得税の九割近
くのもの三千万円以上の人が占めてお
る。いかに現在国民が貧乏になつた
かということがわかるのであります。
国民全体として富の分配關係が、
今度の戦争やその他の關係で非常に平
等になつておる、しかも低い方の平等
になつておるということは言えます。

そのためにやはり納税者総数もふえま
して、昔のようにいわゆる金持ちだけ
所得税を負担するということができな
くなりまして、納税者は總数を見まし
ても、昭和十年まではいつも百万人以
下でありましたが、昭和三十年度は、
これは概数であります。一千六十二
万人といふことになっております。大
蔵省の発表の数字では、もちろん昭和
三十年の一千九百万人に比べますとだ
いぶ減つておりますけれども、もとよ
り人口もふえておりますが、しかしな
がら、事変前に比へますと十倍の人が
所得税を納めておる。なぜかういふ
うになつたかと申しますと、国民全体
が貧乏、所得の分配關係が平等に近
なつた。これは申し上げるまでもない
ことであります。次に、戦争中、事変
後における事実並びに政府の政策に
よつてかういふふうになつたのであり
ます。ただ結論だけを申しますと、第一
が戦争で、戦争ではやはり持てるもの
が失うのであります。ないものは失
いません。それから農地改革、それから
財産税、昭和二十一年三月一日現在で
たしか最高九〇%の財産税がかかり
ました。財閥解体、集中排除、それ
からインフレーション等々、かうい
ういろいろの事実によりまして、頭の
高いところははずと切られた。かうい
う意味で、富の分配關係が下の方に、
貧乏なところの饒で平等に近くなつ
た。もちろん最近はいふことが矯正
といひますか、變りつつありますけれ
ども、しかしそれは大体かういふ傾向
が残つておるのであります。これは第
一次世界大戦後の日本の場合とは違
てあります。あれは、あの当時は資本
主義の興隆期でございましたために、
富の分配が不平等になつて、金持ち

徴税費が少い、便利である等々。これは主として末梢的な問題であります。が、もっと根本的なことは、間接税によりまして奢侈電報ができるということとが間接税の特徴であります。現在私は日本におきましては間接税も存在の理由があると考えております。そこで今度の税制改革案の内容についての説明を申し上げさせていただきます。

今度の税制改革の内容は、言うまでもなく臨時税制調査会の答申が中心になっております。今度の税制改革の一番大きな特徴は、申すまでもなく、普通の所得税におきまして一千億強の大減税をやるといことが何と云っても大きな特徴であります。それからもう一つ、よく世間に言われているのは、今度の臨時税制調査会の答申並びにそれを基礎とする政府の税制改革案が日本の租税制度の根本的修正であるかのごとく言われておりますけれども、これは根本的修正ではございません。で、修正の意味から申しますと、部分的な修正であります。ただ特徴は大規模な減税をやるとい点に特徴があるのであります。そこで臨時税制調査会の案と政府の税制改革に関する法案と比較しながら私の意見を申し上げます。

ちよつと申し上げておきますが、私はもう臨時税制調査会の委員として私加わったのでありますが、臨時税制調査会の意見は、私の意見と必ずしも一致していません。大体一致しておるのをごいいますけれども、私がこれから申しますことは、みな井藤の個人的意見ということをお願いいたしますのであります。

なったのはどういふものかと申しますと、あの臨時税制調査会で税制改革は去年ごろからやつておったのでありますが、実際のこの税制改革案の作成にかつたのが去年の夏ごろでございまして、それにあのときは自然増収は幾らだったかと申しますと、千二百億圓が自然増収と言われておったのであります。ところがそれからあつたのであります。情勢が変化いたしました。臨時税制調査会でも大体原案ができかけました十二月になりましたと、自然増収は千五百億圓と言われておったのであります。それからこゝしになりましたと、さらにまた資料によつて新たに計算をし直しますと、自然増収は二千億圓になりました。そこでも去年の夏ごろ二千億圓の自然増収があるということがわかつておるとすれば、臨時税制調査会の答申の内容も現在とはきつと違つたものに私はなつたんじゃないかと思つております。大体千二百億圓を前提としてやつた答申書でございしますので、従つて二千億圓の自然増収があることになりましたと、やはりこのいろいろ内容も變つてきたんじゃないかと考えられます。

そこで臨時税制調査会の案は、申すまでもなく次の三つの足の上に立つております。まず一番が、普通の所得税の大減税、千億圓程度の大減税をやるということ、これが一番。二番は租税特別措置を整理するということ、三番は間接税の増徴をやる。この三本建になつております。このうち政府が大体臨時税制調査会の案に近い案を、立場をとつたのが、一番の所得税の大減税の点であります。これは大体臨時税制調査会の案が実現されるのであります。で、私は大体この政府の原案に賛成であります。所得税の大減税をやる。ところが二番の租税特別措置の整理と間接税の増徴問題になりますと、私はこの政府の案には必ずしも賛成できないのであります。そこでこの二番の租税の特別措置の整理の問題であります。これも臨時税制調査会の案を大体政府が取り入れておりました。その点私も賛成するのでございすけれども、重要な次の三つにつきましてこの特別措置が残されておるといことは、私は遺憾だと思ひます。三つとは何かと申しますと、まず一番が、社会保険の診療報酬に関する特別措置を残したということ。それから二番は、農家の米穀所得算定に関する特別措置を残したということ。三番は、利子所得について免税制度を一部について残したということ。この三つが臨時税制調査会の案と違つたのでございまして、私は臨時税制調査会の案がやはり現在でもいいて考えております。

そこでなぜ私はこの二つの特別措置を撤廃すべきかと申しますと、これは臨時税制調査会の考え方と同じであります。一番の、社会保険の診療報酬の所得算定に関する特別、御案内の通り、社会保険の診療報酬の七二%を経費として引くことになっております。一律に引く。ところが申すまでもなくこの七二%というものは、多くの場合にこれは経費以上であつて多過ぎるのであります。それからまた七二%均一といふところに問題があるのでございまして、お医者さんの種類やその他によりまして、やはり経費は違ふのであります。ここにやはり不均衡があるのであります。これは申すまでもなく、理屈に合わないといふことは、だれも承知の上でやつておるのでございす。が、これは診療報酬の単価が安い、その単価の安いのが租税制度に寄せられておるのであります。租税制度といふ立場から見ますと、やはりこの単価を引き上げるものはやはり適当に引き上げて、この制度のしわを取りまさんと、負担不均衡という現象はどうしても起るのであります。その意味で私は一番の特例はやはり廃止すべきだ。それから二番が農家の米穀所得算定に関する特例、これは皆さん御案内の通り、予約売り渡し米穀の代金の一部は、政府は農業政策の立場から非課税にしております。これがまた現在非常な国民間の負担不均衡の原因となつております。御案内の通り、農家の自家用保有米といふものは大体家族の数に比例いたしまして、いわば大農も小農も自家用保有米といふものは大体同じであります。ところが大農はどうかといふと、自家用保有米を残しておいてもなおたくさん米が残りますので、こういう人たちは、大農は予約売り渡しをする米の数量が多い。ところが予約売り渡しをすることによつて生じたところの所得についての一部を減免するるのでございすので、この制度は大農ほど保護されておる。小農はあまり保護されておらないといふことになつております。この制度、その他の制度で、現在農家のうち八〇%以上の人は所得税がかつておりません。残りの二〇%近くの者が所得税を払つておる。これはいわば大農でありまして、この利益の恩典に浴する者は主として大農であります。それからまたこの制度は、予約米穀の売り渡し時期が早い

ほど引いてもらう、免税となる金額が多いのであります。これも地方によりまして、米が早く出る地方とおそく出る地方との違いがございすので、米の早く出る地方の農民はやはり利益に浴するといふことになるのであります。これは一年古い計数でございすけれども、この米穀の所得の算定の特例による減税額がおよそ三十億と言われております。これは税制調査会に出しておる数字でございす。ところがこの特例がない場合は、農家の払うべき所得税はおよそ百億圓であります。百億圓に対して三十億圓減税するのであります。いわば大体大農が三〇%の減税を受けておるといふ計算になるのであります。これにつきましては政府では米穀管理制度を目下検討中なんですが、そのときあわせて検討されることになつております。これまた農業政策のしわが税制に寄つておるのでございまして、これもやはりこのためにいろいろの負担不均衡が出ておりますが、これも何とかして改めなくちゃならないと思ひます。そのために勤労所得と農業所得と、農業以外の個人の営業所得といふ三つを比較いたしますと、農業所得が非常に所得税が軽くございす。もちろん農業には事業税がかかるといふようなこともございす。が、かりに所得税だけを比べて見ますと、農業の所得の税金が非常に安いのであります。これも最近いただきました計数によつて計算いたしました。納税者の所得、勤労所得も農業所得も、農業以外の営業所得、これを三つに分けて、もちろん個人であります。が、そうして納税者の所得が、この同業者の所得の何割を占めておる

か、たとえば勤労所得者を取って見ますと、勤労所得者は全部税金を払っておるのではありません。免税点以下、基礎控除以下の人があります。そこで税金を払う人の所得を分子において、分母にその勤労所得全体の所得、すなわち同業者の所得全体を分母において計算いたしますとどういふことになるかと申しますと、別の言葉で申しますと、所得のうち何割が税金のかかる所得かということです。たとえば勤労所得のうち、勤労所得が一兆円とすると、そのうち半分税金がかかっているということは、五〇％という計算が出るのでありますが、そういうふうな所得のうち、何割が税金の対象になっているかということを調べてみますと、昭和三十二年におきましては、勤労所得の場合は六九％が税金の対象になっております。ところが農業所得は僅かに一四％であります。それから営業所得は二三％であります。これは昭和三十一年度でこの税制改革をした前提としての計算であります。それから、これは昭和二十四年シャープ税制の前の、昭和二十四年に比べますと、この傾向は非常に強くなっております、この差が昭和二十四年度は、勤労所得の場合は九六・五％が課税の対象になっております。農業所得は四九・一％それから農業以外の営業所得は五〇・六％、昭和二十四年度は、大体農業所得も、それから農業以外の営業所得も、税金の対象となるパーセンテージが同じだったのでありますが、勤労所得も断然多かったのでありますが、現在では、先ほど申しましたように勤労所得が六九％、農業所得が六〇％、農業以外の営業所得が二三・一％となっております。

て、それからまた同じこの三つにつきまして、そういう人たちが払う所得税をその同業の所得につぎまして割算いたします、分子に所得税を置き、その勤労所得なら勤労所得の総体を分母に置いて計算いたしますと、勤労所得者なら勤労所得者がそのうち何割を払うかという問題であります、そこでそういうものを計算いたしますと、昭和三十一年度には勤労所得は三・九％、農業所得は〇・四％、農業以外の営業所得は一・八％であります。これを見ましても、農業所得がいかに現在税金が軽いかということが言えるのであります。それから昭和二十四年について同じ計算で見ますと、勤労所得は一・七％、農業所得は七・一％、農業以外の営業所得が三・八％であります。それに対して昭和三十一年度は、勤労所得三・九％、農業所得〇・四％、農業以外の営業所得が一・八％、こういうふうな非常な両者間に負担の不均衡が出ています、これはやはりこの特例があることが一つの大きな原因となっていると思ひます。

それから次に、利子所得の特例であります、今度の政府の案を見ますと、一年以上の長期の預金については依然として免税制度が行われております。これはやはり利子制度に不当な優遇を加えるものであります。もちろん貯蓄の奨励ということは必要であり、しかしながら貯蓄の奨励は、私にはわれわれ国民が貯蓄をいたしますの理由は、税金が安いということも一つの理由であります、より以上に通貨価値に対して一体信頼を持つか持たぬか、これが大きな問題をなしている、でございまして、私は税金を取ったか

らと言つて貯蓄が減るとは考えておりません。要するに租税の特例措置の整理というものは、私はさらに強化すべきものと考えております。それで租税特別措置によつて免税いたしますと、外部から見るとよく現われない。ところが逆に補助金を出すと、こうなりまして、これはすつかり目に見えます。ために、これはいかぬ。ところが税金をまけてやるとなると、表面に出ないために、国民の批判を受けることが少いのであります。これは補助金と結局同じことでありますから、私はこれは何とかやめなければならぬ、政府の今度のやり方はそういう意味で不徹底であると思ひます。

それから最後に間接税の増徴であります、税制調査会では間接税を増徴しようという案でありましたが、そのうち原素課税の中止を政府はやりませんが、これは私は賛成です。私はこの政府の案に賛成であります。なぜかと申しますと、千二百億円の自然増収に對して、増二千億の租税増収をやるのだからして、原素課税というものはやはりある意味において大衆課税性があります。税制調査会の案において、大衆課税性をなくするために、多少免税品目を設けましたけれども、これは一部でございまして、私は原素課税をこの際政府が中止したということ、私は、私はこの政策には賛成であり、そこがその次の賛成できない。それは物品税を重くしようという税制調査会の案、私はこの案に賛成でござい、私は私は賛成できません。それで税制調査会ではテープ・レコーダーとか、観光バスなどに物品税をかけるよ

うにしようとか、あるいは電気洗濯機の課税の最低限を引き下げようということにして、このものにも重い税金をかけようという案がありました。物品税というものは申すまでもなく奢侈品、贅沢品に重くかけようという建前になっておりますので、そういう点から言いますと、私はこれは当然やるべき問題だと思ひますが、政府はこれはやりませんでした、これは遺憾だと思ひます。

そこで現在、日本の間接税または消費税について問題になる税金は取引高税であります、私は結論を申し上げます、取引高税は反対であります。これは広くしかも浅く、まあ広くかけようというのですが、これはやはり大衆課税性が強い、それから昭和二十四年に行われました取引高税を現在に比べると二千億の増収が上ります。今現在日本の二千億円の増収があればやはり政府が乱費をする危険がある、取引高税には反対であります。そこでこの機会に申し上げたいと思ひますのは、学費で問題になっておるだけで実施はされておませんが、総合消費税というものが問題になっておるといふことを申し上げたいのであります。総合消費税と申しますと、井藤なら井藤、井上なら井上という人が一年に使つた金、消費した金の総額に對して累進税がかかるのであります、これは未実施の、まだ実施されておらない新税として注目すべきものだと思います。これは個々の問題について申し上げますと、大体私は今度の制度でいろいろの点がよくなったと思うのですが、法人所得の課税制度が非常に不徹底で、また整理を要するものだと考えております。現在の日本の法人課税は、御案内の通り法人擬制課税の課税が中心になっておりますが、しかしながら、法人でも実在的な課税の要素が加味されておらず、理論的に非常にすっきりしないものになっております。ところが皆さん御承知の通りと思ひますが、たとえば法人税の税率に累進課税がかかっているとか、あるいは今度政府の案を見ましても、配当控除率の控除が一千万円を超過した分に対しては一〇％、一千万円分に対しては二〇％という配当控除率に対して差等を設けるといふことは、これはいづれも法人実在的な考えを前提とするから行われるのであります。それから現在の制度は法人擬制課税を中心にするというのですが、これは低所得者、これは所得の低い人ですが、同じ配当をもらう人でも低所得者が不利であります。それはどうしてかと申しますと、配当所得者が二割ないし一割というけれども、前に払つた法人税をあとから返すのだという建前になっております。ところが所得税を払つた人は、このうち配当の割合の一割か二割を返してもらいますけれども、免税点以下の所得税を払わない人の配当をもらつておる人は配当控除の恩典に浴することができませぬので、かえつて負担が重いといふことになるのであります。結論から申しますと、法人擬制課税よりも実在課税の方が日本の国民の感情に合うのではないか。会社というものは個人の集合だと言えますけれども、これはやはり別個の経済的単位と見て別個の課税をするのが、日本の国民の感情やその他の気持に合うのじゃないかと思ひます。それからまた個人会社の色彩の

強いものは、これは私は絶えず言っておることであるが、個人の所得税をかける方がいいのじゃないかと思ひます。

はなはだまとまりのないことを申し上げましたが、これによって私の公述を終ります。

○委員長(廣瀬久忠君) ありがとうございます。

井藤公述人に対してまして質疑がございましたらこの際お願いをいたします。

○木暮武太夫君 最近ですね、ずっと古いころから行われておりましたが、近ごろ、今の税金というものは、その所得を標準としてかけるいわゆるインカム・タックスですね、それではほんとうの個人の負担力を把握することはできないのじゃないかというので、イギリスあたりでエクスペンデチュア・タックスというのがあるのですが、私はよく知らないのですが、今先生の言われた総合消費税とかなんとかいうのは、そういうことを言ったのですか。あれはずっと前に私が読んだ本でそういう意見があったように覚えておるのですが、最近はこの個人のエクスペンデチュアというものの、この租税をとる場合の要素として、インカムばかりでなく見ていこうという論が、これは議論ですけれどもあるのでしょうか、伺いたいのです。

税と訳しております。ところが日本の財政学の書物などでは数十年前から、支出税と申しますと、そういう総合ではなくて、たとえば遊興飲食税であるとか、あるいは物じやなく、入場税であるとか、そういうようなものに支出税という名称を与えておる慣習になっておりまして、これはアウフザンド・ストイエルというドイツ語を日本で翻訳して、それを支出税といつております。私はそれとの混同を避けるために、総合消費税という言葉を使つております。それで今、木暮さんおっしゃいましたように、この総合消費税というものは、私もさつき申しましたように、個々の消費税ですと、みなばらばらに払いますね。たとえば理屈からいいますと、酒一升飲む人に酒の税金をかけるのはかりにいいとして、一升飯む人には重い税金をかけても、井藤さんのように一ぱいしか飲まない人の税金は、一ぱい飲むか飲まないかの場合は、睡眠割だから税金をまけてやつていいということになります。要するにそれは物中心ですから、それはばらばら消費になる。全体の消費高が幾らかといった場合に、所得の多い人もやっぱり消費いたしますし、過去から蓄積した財産の多い人の方が消費能力が多い。そこで、今おっしゃいましたように、所得税というものが理想的な税金だといわれておりますけれども、所得税だけではいけない。と申しますと、たとえば一年に五十万円の勤労所得の人で、夫婦で子供が三人なら三人の場合、これは金の使い方がいいにかかわらず、その人の払う所得税は同じわけです。ところが国家という立場から見ますと、その五十万円の金を、

税金を払つて後、それでたとえば国家社会という立場から見ると価値ある方に金を使う人と、それから変な方に金を使う人とは、税金で差別しなくてはならない。これはやはり消費税は必要なんです。そこで現在奢侈消費税という建前で個々の奢侈行為について課税しておりますが、さつき申しましたように、人を無視いたしますし、その消費分を無視いたしますために、さつきお話のエクスペンデチュア・タックス、総合消費税が問題になります。そこで先ほど木暮さんからお話があった、私は譬物で読んだように思うとおっしゃいましたが、その通りでありまして、古い方から申しますと、トーマス・ホッブスが言つたとか、そういうことはどうでもよろしいのですが、そういうことは、学校の教員が過去にさかのぼつて言うからそういうこともございますので、もっと近いところで申しますと、アメリカで一九四二年ごろ、戦時財政の財源としてこのエクスペンデチュア・タックスをかけようとして、アメリカの政治界で問題になったのです。ところがこれは、やめになりまして、それから終戦後英国の税制調査会でまたこれが問題になったのですが、これまたできませんでした。これは理屈として非常にいいのです、一年に幾ら井藤が消費するかということ合計いたしますと、これに累進税をかけるのです。そのかわり蓄積したものは税金がかかりません。だからこれは非常にいいのです。資本蓄積も助長するし、それから累進税をかけるからいいんですが、一番大きな批判は、一体一年の消費高をどうして計算するか、すなわち、井藤が円タクに乗つても帳面をつ

けなければ、良心的な納税者になり得ない。これはきわめて簡単なやり方で、一年の消費資金がございませうね、大体私どもでは月給であります。それから貯蓄高を引くのです、その残りを消費とみなせばいいじゃないか、それを消費と現在の所得税における申告納税と同じような手続でいける。これはアメリカの経済学者のフイツシャーが言いかけてまして、今ではそれがいいということになっておりますが、しかしながら、これが何分にもならない新税でございますので、最近英国の学者のアルドワンという人がエクスペンデ・チュア・タックスの書物を書いたらしいとしまして、日本でもちよいち問題にされております。日本では神戸正雄先生が大学の末期に、これを総合的奢侈税という名前で主張されたことがあります。それから井藤の昭和二十五年の書物にも総合消費税として簡単に紹介しておきました。それが近ごろ割合問題になってきてまして、それでこの税金をかけると、一体所得税はやめるのがどうかという問題ですが、これはいろいろございまして、総合消費税をかける場合に、所得税と並行してかけようというのでもございませう。それからまた、所得税は所得の少い、いわば貧乏なところ、貧乏ということとは不適切でございますが、低所得者に対しては所得税をかける、高所得者に対してはこの総合消費税をかけようという、いろいろの説がございませうが、これは現在まだ学校の教員の空論の範圍でありまして、どこでも実施されてるところはありませう。しかしわが日本でも、やがては問題になる税金じゃないかと考えております。

○木暮武太夫君 これは今問題になっている国税の方じゃないのですけれども、ちよつと先生がおいでだから、所得税以外のことを聞きたいと思ひます。今度の地方税の問題のときに、よくわからないのですけれども、事業税の中で電灯やガスの、従来は客観性を持った何か物件を標準として税金をかけたようだが、今度はほかの法人の事業税と同じような、法人の所得を標準としてかけるということになったわけですが、ところがそれは多年そういう希望があるから便宜的にそれはいいと思ひますが、そこで、先生の御意見を伺いたいと思ひます。一体、事業税というものは、われわれはしろうとでよく知らぬものだから、所得税の二重取りということで、よく反対をしてゐるのだが、しかしこれは応能課税でなくで、一種の応益課税である。県なら県にその事業が存在している、そうすると県の施設を利用することによって利益を受けることに對して税を払うべきもので、その会社が利益があるなしにかかわらず、赤字であつても税金を出すべきものだというのが事業税の本質のようにも私ら考へるのです。ところが日本でもやりかけてつづけた一種の付加価値税のようなもののように事業税は考へる意味において、所得税の二重取りでないというので、あれが地方税として存在し、法人所得税が国税として存在する理由がある、こう思ひますが、そこで今度のような地方税の改正の場合に、ああいう改正が行われるというのには、論理が一貫するだろうかというのことに對する意見を、ちよつと伺いたいと思ひます。

○公述人(井藤半弥君) 今の御意見、

私は全然同感でございます。事業税というのは普通、物税と言ひまして、所得税や法人税は人税で、一年のものけ高を全部出してかける。それから事業税は、今おっしゃいましたように、利益原則というのを加味しまして、やはりかける税金でございます。それで地方団体……国税と言へば国税であります。国家や地方団体から受ける利益に対する反対給付という意味をも加味して取る、これが事業税の建前になっております。それで今度の地方税の改正案で、現在日本では、この例外といたしまして、数種の事業だけに過ぎましてこの外形標準による課税が行われておりましたが、今度は私はむしろそういうものを、例外じゃなく、原則として確立すべきものであると考へます。それに対して今度はまた道に、所得課税の方へ一部持つていったという事は、私の立場から見ますと、それは逆行じゃないかと私は考へております。ただし、やはり事業の方もかなり負担が重いですから、税率については私は考慮する必要があるのじゃないかと考へております。利益原則を加味して取るという場合は、さっきおっしゃいましたように、利益がない場合にも税金がかかるのは当然のことです。そのかわり税率についてはやはり考慮の余地があるのじゃないかと考へておるのであります。

○木暮武太夫君 私に反対とか賛成とかでないのですが、そこで理屈をくつつけて、政府の今の地方税法をジャストファイする意味から言つて、事業税というものと所得税というものは、所得をもととしてかけたにしても、国

税の所得税の方は、あるいは家族の扶養控除とか、いろいろの基礎控除や何かがあるのだ、一方、地方税の事業税というものは、そういう人的要素というものを置かないのだ、そこで、事業税というのは、所得税と違った性質を持つてゐるものだというふうな議論は立ちません。

○公述人(井藤半弥君) 所得税や法人税は、先ほど申しましたように人税で、人中心でございますので、基礎控除とか扶養家族の控除を設けるべきは当然だと思います。事業税は、先ほど申しました物税と申しますか、納税者はございませうけれども、事業というものはかかるという建前から申しまして、基礎控除とか、いわんや扶養控除ということは意味が薄いという事は、私言へると思ひます。ただ、物税としての事業税が、昔は外形標準を中心にしてたり何かしてありましたが、近ごろは分類所得税に非常に近くなつてきておられますので、所得税と同じように、所得を標準として課税をやります場合に、小さな事業者の負担を軽くするというような意味で、私は基礎控除なんか設けておるのだと思ひます。そこで、先ほどの御質問の建前に戻りますと、事業税というものは外形標準によつて、事業税と云ふのは原則から言ひますと、基礎控除とか何と云ふ控除というものは、したくてもできないという事になつてきてゐるのではないかと思ひます。

○栗山良夫君 先ほどお話の中で、配当所得の控除の問題にお触れになりました、やはり法人実在説の方へいくべきで、法人擬制説はよろしくないという話でありました。大蔵大臣も大体そういうお考えのようで、漸次法人税は実在説の方へいくように将来施策をしていきたいというお話があつた。ところが、そういう空氣が政界方面で出てきましたことについて、最近証券界においては、例の名義貸しに対する取締りが強化され、また法人実在説によりまして、配当所得に対する特別な恩恵というものを切つていく、こういう形が出たために、若干動揺をしておるような空氣を私は見受けるのです。實際問題として、証券の民主化というものは、終戦後の一つの大きな経済民主化の柱であつたと思ひますが、最近見ていると、だんだんと昔のように集中化されて、民主化と逆行するやうな線が出てゐると思ひます。そういう傾向とあわせて考へてみました場合に、私は、少々そういう意味の反対があつても、政府はもう少し急ピッチに今の方針を押し進めていくべきでないか、こう考へるのですけれども、先生は、その緩急の問題、それはどういう工合にお考えになるでしょうか。

○公述人(井藤半弥君) 私は、今の問題に限らず、一般に税制改革で、証券界に限らず、あらゆる業界であらうとそれから勤労者の間でも、いろいろ激動を与へるというようなことはできるだけ遅くべきだと思いますが、根本的な改正をやつた場合に、ある程度の影響のあることは、これは当然じゃないかと考へるのであります。ことに証券界というやつは、現在の経済の先端を走るものでございまして、ちよつとしたことでも非常に強く影響するところでございますので、私は、できるだけ激動は避けるようにすべきだと思いますけれども、しかしながら、ある程度の影響のあるのはやむを得ないじゃないかと考へます。それからもう一つ、配当の問題は、これは証券界に影響のある、これはまあ当然のことでございますが、私やむを得ないじゃないかと思つております。

○平林剛君 先ほど先生のお話を聞きまして、大へん課税の仕方が大衆課税的な方向になつておるといふお話がございまして、主として直接税を中心にお話になつたのでありますけれども、お話しになつても、私は社会党の立場から見ても、私は社会党の立場から見て、どうも政府の租税制度というものが大衆課税的になつてゐる。結局、税制調査会においても、たとえば、租税特別措置法のような、税制を破つた経済政策が強くなり過ぎて、その結果が、一部の人のための課税を免除してしまつて、大衆に振りかかつてきておる、こういう見解を持っておるわけでありまして、特に直接税につきましては、これはまあそれほどないにいたしまして、先ほど先生がおあげになつた数字から見まして、十分それがうかがえるわけでありまして、そこで今度の税制調査会の減税の方向を、税率を中心に行われたということになりますと、かえつてその傾向が強くなるんじゃないか。ある程度、税制調査会はその調和を保つ意味で、税額控除の点についても配慮はされておりますけれども、先ほど先生のお説からいくと、税率中心の税制改正を行うと、先ほどの数字よりもつとひどく大衆課税的になつていくんじゃないだろうかという氣持がするわけでありまして、こういう点につきましての先生の御意見を一つ伺ひたいと思ひます。

○公述人(井藤半弥君) 今度の税制調査会の案、従つて政府の案も、大体この傾向でございまして、大体五十万円から百万円ぐらいのところを非常に恩恵をこうする、あれが大ぶん――あなたに言うのではありませんが、世間に誤解されておるんじゃないか。それは、租税及び印紙収入に關するあの資料の裏に、減税になつたパーセンテージが出ておりますが、あれを見ますと、やっぱり所得の低い人ほど減税になつたパーセンテージは多い。多少の狂ひはありますが、それはなぜそうなつたかと言ひますと、基礎控除が八万円、九万円でしたかによりまして、基礎控除と云ふものは上へ行くほど影響が少なくて、下ほど影響が多い。それから扶養控除の一人目を四万円を五万円に上げたのですか、たしかさうでございまして、たすね、あの辺で、下のほうがやっぱり相当潤つておるのです。それから最低一五％が一〇％に下りましたですね。それでそれから、五十万円から百万円とか二百万円ぐらいの、井藤殿のと

円の所得者は三十万円の人の約七倍も減税の恩恵にあずかるということになるのであります。御承知の通り、三十万円といえは月二万三、四千円取っている人で、これらの所得者は中小企業の労働者の中では最高級の人たちであります。子供を三人も四人もかかえて文字通り生活にあえいでいるこれらの人の減税を最も必要とし、税金によって最も強く家計が圧迫されておる階層は今度の税制改革では大して恩恵がないというのは、大へんな矛盾と言わなければなりません。

この機会に特に触れておきたいのは、わが国の就労人口は約四千四百万人と言われているが、そのうち所得納税者数は先ほど言いましたように千百万人ですから、所得税を納めない三千三百人が減税の恩恵に浴さないばかりでなく、これらの人たちは全く税金の中で、間接税で酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税、入場税、たばこ税をそれぞれ納めておるのであります。そこで三十二年度予算を見ますれば、専売益金の五十五億円の増が見込まれております。この内容は下級たばこの品質低下、生産制限を行い、高級たばこを強制しようというねらいを持っておるのであります。その他国鉄運賃の一三%の引き上げ、私鉄の料金あるいはまた場合によっては米価の値上げ、健康保険の改正等による患者負担の増加、諸物価の騰貴等々によるはね返りは、家計負担をますます重くし、増税と同じような結果を生んでおるのであります。従って今回の税制改革が私どもの期待を十分かなえるものでなかったと申しても決して過言でない、かように思うのでございます。

さらに勤労控除、扶養控除の引き上げも切実な要求としてお願いして参りましたけれども、この点も若干の手直しに終つたことはなほ残念であります。私どもは年々賃金引き上げの要求をやつておるのでございますが、その要求の仕方は最近最低を上げるといふことと、これは私も底上げと言つておるのであります。これを真剣に考へて参りましたが、今これと同じに各単位労働組合におきましては、産業別の保障賃金という方式を採用いたしまして、最低賃金制の確立を要求しておるのはここにあるのでございませう。このことは日経連あたりでも賃金格差が拡大しておるというところを指摘しておるのでございますが、政府や国会はこのような生活実態を十分考慮した税制を考へていただきたいと思う次第でございます。

また私どもは年末手当なり、あるいは石炭手当の免税をお願いいたして参りました。なるほど皆さんがおっしゃる通りこれは所得であります。しかしこの際、考へていただきたいことは、石炭手当は元来一冬に必要なものと、この暖房用の石炭を買うためのもので、いわば実費弁償の性格を持つておるのでございませう。ところが現在は二四%ないし四五%の税率で課税されておりますので、実際支給される手当では必要量の二分の一ぐらしか石炭が購入できないことになりませう。しかもこれは年間総所得に計算されてまた課税されるのでありますから、きわめて不合理と言わなければなりません。また年末手当につきましても、私どもが生活費の不足を補う性質のものだと考へ

ておるのでございます。私どもの要求に對しまして、大蔵省は税体系を乱すものだからというところで拒否されて参りました。そのことを言うならば、私どもは租税特別措置法はどうなのかという反問をしたくなるのであります。この際、税法はともかくとして、実際の状況を検討していただきまして、石炭手当あるいは年末手当の少くとも五千円までを免税するという最低の私どもの願望につきましても真剣に取り上げていただきたいと思う次第でございます。

次に申し上げたいのは、一千億減税の前提でございます。それは臨時税制調査会の答申が昭和三十三年度一千億自然増収があるという前提に立つておつたのでございますが、ところが政府は二千億の自然増収の見積りを行ひました。従ひまして政府の行おうとする一千億の減税は決して大いばりでございます。数字ではないと申し上げたいのでございませう。しかし最近仄聞するところによりますと、二千億円の自然増収は過大な見積りだと言われております。そうすると、これを裏返しますと、これは徴税の強化を意味するということになると思ひます。これでは税率の引き下げにもかかわらず、徴税の面では大衆が重税の苦悩から免れないというところを物語るものであります。この点で大蔵省の資料をひもとけば、労働者の源泉所得は三割五分ふえた、法人税は四割五分ふえた、資本金一億円以上の大会社の利益はひと三割増しを見込んでおるのでございます。このことは中小法人の自然増収は五割ないし六割増しということの意味する数字でございませう。年末のデパートの売り上

げは未曾有と言われておりますが、これは前年に比べて四割増しと言われているのでございます。ここから考へて、大蔵省は中小企業がそれ以上の利益を上げておると思つておるのですから、税金の捕捉あるいは税金の取り方につきましてもいよいよきびしくなるものと考えなければなりません。これは大へんでございませう。最近私ども傘下の税金を取つておるところの全国税の諸君に聞いてみますと、勤務評定なるものを昨年の五月作りまして——これは人事院によりますと、もし作るときには科学的妥当性のあるものでなければならぬということになつておるようでございませう。けれども、これを業務命令によつて無理やり押しつけて、税金を無理やりしほり取つてくる者が成績がよくて、いろいろ人情の機微等に通じております者につきましても、これは成績が悪いのだ、こういうことを強行しておるものでございませう。こういう面につきましても、私どもは今度の自然増収というものにつきましても非常に心配をしております。徴税の強化という面でなつて考へていかなければならぬ、こゝ考へておるのでございませう。それから租税特別措置法の点につきましても、二不滿の点を申し上げたいのでございませうが、私は税金というものは政治道徳の基本でなくてはならない、かように考へておるのでございませう。残念ながら日本の国民の多くの者は税金を納めるのではなくて、税金を取らうのでございまして、非常な不信感というものを持っておるのではないかと

思うのでございます。その一つの原因が何と云ふるか、大資本に對しまして特別の有利な条件を税体系に盛つておる、こういうところにあるのではないかと考へてございませう。この制度が戦後の復興期にあつて資本蓄積とか、あるいは輸出増進とか企業の近代化といふことで大法人に特別の減免税を講じてきたといふことに對しましては、私どもは一步下つて理解しないわけではございませう。しかし経済白書が言つておる通りに、今は戦後ではない、こういう言葉で示されておる通りに、経済が立ち直り、神武以来の景氣と言われておる今日におきまして、そのほとんどを撤廃すべき時期に来ておる、かように思ふのでございませう。ところが今度の改正案ではこれが無税されたばかりでなく、先の臨時税制調査会の答申の線よりは後退をしておるのでございませう。今度の改正案によれば、この租税特別措置法にはほとんど触れずに、逆に中小商工業者の勤労控除などというべき源泉所得控除や協同組合などに対するところの減免税の特例を廃止しておるのでございませう。一年間で実に一千億といわれておる特別措置を約二百億円整理したのでございませうが、そのうち源泉控除は七十九億でございませうから、相殺らず大企業擁護の税制は維持されておる、こゝ言つても過言ではないと思ひます。なお、こゝいう点から申し上げまして、私どもは高額所得者に対するところの大幅の減税と関連して、今度の税制改革案が証券市場の確立といひますか、擁護といひますか、あるいは大資本擁護のためにわれわれ労働者の生活が必

要以上に犠牲に供されておる大へん不

合理的政策ではないか、かように考えておるのではありません。どうかその点からいたしまして、冒頭に申し上げました私どもの五つの最低の要求につきましては、ぜひとも一つお考えを願いたい、かように考えておるのであります。

最後に、時間も迫っておりますので簡潔に要望を申し上げたいと思うのでございますが、なお、この中に、人格なき社団といえますか、これらにつきまして今度の改正案で取られる、こういう工合になっておりますけれども、ほんとうに働く労働者が音楽を聞きたい、あるいは芝居を見たい、あるいはまた家族がお料理を習いたい、あるいはいはけ花を習いたい、こういうことのために、わずかの金を醸出しようとするというそういう団体がまっ先にこれによって取り締まれる、これは非常に不合理じゃないかと考えておるのでございます。文化国家を提唱いたしておりますところの現在の政府が、そういう下の生活をしておりますところの連中の強い要求と申しますか、むしろ政府の施策によらずして、実際に共同してやってみようというのについて弾圧しようということにつきましては、われわれとしてはなはだ納得のいかないものでございます。どうかこういう点についてもお考えを願いたい、かように考えておるのでございます。

それからもう一つ申し上げたいと思っておりますことは、これはこの法案にあるいは直接関係ないかもしれませんが、本日はここに出席していただきまして、公述させていただいておるのであります。でございますならば、

この法律のできる前の税制審議会、こういうものの作り方につきまして私どもとしては意見があるのをごさいます。残念ながら、今度の臨時税制調査会につきましても、当初は労働者の代表が一名も加わっておりません。すべて大資本と申しますか、あるいはわれわれに關係のない方々が出ておって、直接国民の大多数を占めておりますところの労働者の代表が出ておられない。こういう審議会では、私は、国民各層の要望を充たすところの答申案がでるかどうかはなはだ疑問がございす。こういう点に關しまして、法律ができ上つてからのものをいうのでなくして、法律のできる前に十分意見の出す機会を作つていただきたい、かように考えておるのでございます。

それからもう一つは、現在の与党が選挙の際に公約いたしました点でございす。これは公約があるのでございす。これは低額所得者に対するところの減税、租税の公平あるいは税制の簡素化、この三つが公約であったと思ひます。しかし今二つの点につきましては申し上げましたけれども、税制の簡素化、この点につきましては残念ながら意見を申し上げる機会がございせん。これは一つ今のような、何を取られていのかわからぬというふうな複雑な税体系でなくて、もっとだれにもわかりやすい税体系にしたいと思ひます。それからその次に申し上げたいと思ひます。いままゝのことでは、これもこの法律とは直接関係ないかもしれませんが、これも、作られておりますところの法律と、

実際にこの税金を納める、あるいは取られる場合の大きな食い違いでございす。現在言葉の中で九、六、四という言葉が言われております。私もこの九に該当するところの労働者でございすけれども、どうもこういう不合理なやり方につきましては、先ほど申し上げましたように、非常なる労働者の中には税金に対する不信感というものがあつたのでございす。こういうような法律と実際の食い違い、こういう点につきましても、一つ国会の權威をもつて當つていただきたい、かように考えているのでございす。

それから最後に申し上げたいと思ひますことは、これもあるいは直接関係ないことかもしれませんが、やはりわれわれが汗水たらしまして納めた税金の使い道、これにつきましては、政案と同時に考えをいただきたい、こう考えておるのでございす。汚職でありますとか、疑獄という問題が絶えず問題になつておるところでございす。汗をたらしまして、ほんとうに日本の経済の再建にやつて参りました中から出しました税金が、非常にきつた方向に使われていることにつきましては納付できないということにございす。どうかこんどのこの法律の改正と同時に、こういう問題に力点を置いてやつていただきたいと思ひ次第でございす。

午後零時十五分休憩
午後一時四十二分開会
○委員長(廣瀬久忠君) それでは休憩前に引き続き公聴会を開きます。
まず、全日本中小企業協議会中央委員長五藤泰三君に公述をお願いいたします。
○公述人(五藤泰三君) 予算の中で、税制改正の問題について公述をさせていただきます。三十二年の予算でわれわれ低所得層が待望いたしておりました千億減税がまさに実現をいたそうとしておりますことは、私も大へん賛意を表する次第であります。
ちょうどいまいたしました資料を拝見いたしました。三十二年において、五人家族の非課税限度が二十七万円余であるようでありますが、これは戦前の貨幣価値に引き直してみますと、月収六十円弱の収入階層の程度まで税が要らないということになつたということになります。思うのであります。
年々税法上の減税が行われて、実際は所得の増加がこれを補つて自然増収の中で年々減税が行われて参つたことだと思ひわけでありまして、年収二十七万円余の非課税限度は、これはまだ低過ぎると思ひのでございす。大へんけつこうなことではあります。けれども、なお予算上で、技術的にいろいろ彼此融通し合つていただきまして、願わくば年収四十万円程度まで非課税限度を引き上げていただきたい。夫婦、三人子供の標準家族で、年収四十万円程度までは非課税限度を引き上げてもらいたいと思ひのでございす。

ます。これを戦前の月収に直しますならば、月収百円の階層でありまして、まさに戦前における所得税の国税免税点に当る程度になると思ひのであります。この程度までは非課税限度が引き上げられますことによつて、国民生活の安定が、まずまずなされるのであります。それと同時に中産階級の中におきまして、資本蓄積が促進できまうように考慮いたしますことが、わが国の経済再建今後の経済発展のために不可避の問題ではなからうかと存じます。こういう観点から、年収四百万円程度までの階層の中堅所得層の税率は、また従つて引き下げられまして、資本蓄積の促進がはかられますようにすべきではなからうかと存じます。
私、一昨年アメリカへ参りまして、アメリカの税制をいろいろ聞いてみたのであります。アメリカの個人所得におきましては、勤労所得、事業所得の別がないようでありまして、五人家族におきましては三千ドル、日本の金に直しまして百八万円までは非課税のようであります。主人及び家族を通じて、一人当り六百ドルの基礎控除があるやうであります。これによつて五人で三千ドルまでは非課税になるという話であります。アメリカと日本との収入の差あるいは物価の差等を勘案いたしまして、その四〇〇〇の非課税を考へますことが、現在の日本の経済事情及び社会事情から考察をいたしまして、まず必要な程度ではなからうかと私は考へるのでございす。また中小企業の税金は、アメリカにおきましては、年収十ドルまでが一五％だということを知つております。こうい

う点からも、今申し上げましたように、ふうに年収四十万程度までは非課税限度が引き上げられ、年収四百万円程度までは資本蓄積の観点から税率が通減せられまして、従つて経済再建が促進されるということが望ましいと思ひます。

私、昨年の暮から今年にかけまして、しばらく中国を歩いて参りました。が、中国の税制を見てみますと、中国には個人の所得税というものが全くないようでありまして、これはあきう共産圏の国でありますし、非常に民度の低い国でありますので、若干原始国家的な形があると考えなければならぬという観点から、そういうふうになつていくかと思はれるのであります。すけれども、相当の有識者、知識階級に聞いてみましても、日本は非常に重税に悩んでいられるということを聞きますが、大へんでしようね、われわれは税金の苦難からは全く解放せられておりますといふようなことを言つて、われわれをうらやませるのでござい

ますが、ただし、この中国の税制の中には一種の間接課税が大きいのか、かたてございまして、国家財政の大半を調べてみますと、歳入の金額の四八%が国営及び公私合営企業の利益という形で、間接課税の形による収入が見込まれております。また四七%を占めます税収も、多くは営業税とか売上税とかという形の間接課税でございまして、個人の収入に対しては全然税を課していないようであります。実際は非常に健全財政が行われておりますけれども、個人に対する税の負担の観念がきわめて薄いといふことは、一つ考

取も年度を締め切つたあとの計算ではおそろく二千億に達するのではないかと見通しをつけておられるように申しておるのでございまして。来年度の三十二年の自然増収も政府においては千九百億程度のように見ておられるようであります。が、これも過日十三日に衆議院の大蔵公聴会で慶応大学の青木教授が述べられましたように、見方によればこれが三千億に達するだろうという見方も今日すでに見通されております。に、こしはあくが国の経済事情から考えますならば、好況が続きまして、税の自然増収は巨額に達するものと考えられるのでござい

ます。もとより一面におきましては、これによつて経済発展のために各種の投資、積極的な財政支出をお考えにならなければならぬだろうとは思ひます。けれども、まだまだこの自然増収を取り崩して減税に回すという余裕は私はあるものであらうかと考へるのでござい

ます。いま一つはきょうの案件の中にも取り上げられております租税特別措置法の改訂の問題であります。三十二年の予算におきましては、これをちよつとびり改善をせられまして、相当額の増徴を期待しておられるようでありまして、私はこの租税特別措置法はこの際一応全廃をしていただくように主張を申し上げたいと存するのでござい

ます。数日前に大蔵省の主税局調査課の新聞紙上に発表せられました数字を拝見をいたしました。と申す、この租税特別措置法によつて、今日まで大企業に二千億円をこえるようでありまして、昨年三月期だけでも一億以上の――二

も、私は企業の中できわめて低率な間接課税ならば、経営合理化の面においてこれを吸収することが十分であるといふ確信を持つておられる者でござい

ます。これらの各種の税源をにらみ合せまして、願わくは千億減税の上に、さらに先ほど申し上げましたように、個人所得四十万程度の非課税限度引き上げをお考え願ひ、年収四百万円までの資本蓄積が促進できますよう減税措置がはかられたいと存する次第であります。

あたりこれが百五十万円くらいにわが国には当るのではないかと思うのでございまして、この程度まで中小法人の軽減税率がさしあたり拡張せられたいと思ふように思ふたと思ふた。なお、これは漸次これを拡張していただきたいと思ふた。将来は中小法人の四百万円くらいの所得に対して三〇〇程度までの法人税で済むようにしていただきたいと思ふた。これは大法人における各種の租税特別措置法による軽減税法の適用によりまして、過去において多くの主幹産業の場合は二五〇から三〇〇の程度の法人税の負担で今日まで経済再建がなし遂げられて参りましたことは、御承知の通りであります。ことに金融機関等は最も低い税率で済んでおりますのは、一六〇程度で税率が済んでおるところすらあると言われております。非常に低い税率によって資本蓄積がなし遂げられております状況を考えますならば、こういったような配慮が中小企業法人に対してなさるべきが当然であろうかと考えられます。

それからまた、今度の改正法に全然織り込まれておりません同族会社の保留利益課税を対象とする問題は、この課税を全廃するように私どもは多年主張して参りましたが、この同族会社と申しますのは、御承知の通り大部分が中小企業でありまして、中小企業の資本蓄積が先ほど申しましたように非常におくられております現状からいたしますならば、これを全廃して中小企業の保留を促進すべきであろうと思ふます。この保留利益課税は、言つてみれば中小企業の資本蓄積を行いますことに対して一種の懲罰的な意味を持った

税法ではなからうかと思ひますが、逆に營々と働かまわしていい利益をあげたものに一種の褒賞を与えるといつたような意味においても、この課税は全廃すべきものであらうと思ひます。いま一つ新しい税制に盛り込まれました増税の一方といたしまして、人格なき社団の課税が新設せられるようでありまして、これはその理念においてやむを得ないところもあると思ふのであります。この中で公益性的のあるものには、税法においてただし書きがありますもの以外におきまして、これは考慮せらるべきではなからうかと存じます。たとえば中小企業の各種の団体等が、その広報機関として新聞や雑誌を発行いたして参りまして、これに広告等を取り参りますことによつて多少の剰余金を出して、これが団体運用の資金に使われておるといつたような場合に、この収益性のある仕事に限つてこれを分離課税をするといふふうになつておるといふふうが大蔵省は説明をしておられるのであります。これは非常に遺憾なことであると思ひます。で、万やむを得ない場合でも、公益性ある社団に対しては、非課税の経理と合併通算をして、その社団全体の収支において剰余金のある場合は課税をせられるのもやむを得ないかと存じますけれども、これを十分御考慮を願ひたいと思ふのでござい

ます。いま一つ、地方税では固定資産税が資本蓄積のために償却を奨励しておられますが、課税標準価格といたしましては、そのときの購入価格を見まして地方庁が標準価格を決定しておられると、こういう矛盾がありますので、これは償却を行いました帳簿価格を基準として課税をせられるように改正をいたしました。と存じます。なお、課税標準価格を、百五十万円程度まで免税点を引き上げていただきたいと存じます。それから、中小企業の再評価の問題であります。これは大体において異議のないところであります。けれども、中小企業は企業合理化が非常に盛んでありますので、税金相当額を合理的に資金として使用する際は、五カ年以上の延納を許されるように認めていただくたいと存じます。この中小企業の資産再評価は、第三次の再評価においてもなお行われておりません。このような取り上げられまことは非常にけつこうなことであります。中には、零細企業等では経理の不整備等のために長い年月にわたつて全く資産償却をしていない企業が多々あるのであります。これら企業は資産は逆に帳簿上含めておるといつたような場合がありまして、資産再評価をやるのに、増価評価をいたしません。減価評価をいたす必要がある企業がたゞさんあるといふことを御認識を願ひたいと存じます。こういう観点から、零細企業に対する資産再評価の再評価の法律も制定をいたしました。すなわち、とく中小企業対策が常に中大企業に片寄る傾向がありまして、零細企業、小企業は、いつもおいてきぼりになる傾向がありますので、これらの点も御考慮をいたさうと存じます。

最後に、多少問題が違ひますが、金融界の問題といたしまして、信用金庫界のために、預金保障基金法案といふものが提案せられんとしております。に承るものであります。この基金法案の内容を拜見してみますと、毎年預金総額の万分の十を出捐として積み立てて、これによって共同保障をしようといふふうになつておるようでありまして、な共同保障を行つた結果、この基金そのものに欠損を生じた場合は、金とから余分に賦課出捐を課することができるといふふうになつておるようであります。この出捐というものが非常に問題は、この出捐というもので、信用力の基礎の薄弱な信用金庫から毎年々々預金総額の万分の十の損失科目になる金を出捐せるといふことは、非常に経営を不安定ならしむる要素になるのではないかと存じます。さらに、出捐といふことにいたしまして、金を出したものが運営に何ら関係を持ち得ないといふようなふうになつておるものであります。一つの問題であると思ふのであります。で、全国信用金庫の納税額を概算をいたしてみますといふと、国税だけで年額三十億円程度の納税をいたしておるようでありまして、その一割程度の三億が大体預金保障基金法案の積立金の限度になつておるようであります。この一割程度の国庫補助を何とかお考えを願つてこれを基金として、預金者保護のこの法案が運営せられますように願ひたいと存じますのであります。あるいは、そのうちでありますならば、信用金庫に課せられま税法の改正によりまして、減税額に相当する出捐を信用金庫のために課する、こういうふうなふうになつたしまして、せつ々信用組合から普通の金融機関に成長いたして参りました信用金庫界の今後の発展の芽をつむようにならうと思ふことを期待を

申し上げたいと存じます。むしろこれは全国信用組合連合会という全信連に積立金をさせまして、そうしてこれらの預金保証の、共同保証の運営をこの全信連にまかすという方針が一番望ましいやり方ではないかと存じますのでございまして。きょうの税制の問題と多少関係もございまして、この際これらの点を申し述べまして、私の公述を終らせていただきます。と存じます。

○委員長(廣瀬久忠君) ありがとうございます。

五藤公述人に御質疑のございます方は、この際御質疑を願ひます。

○土田国太郎君 五藤さんにちよつとお伺ひいたしますが、御承知のように今中小企業の再評価の法案が提案されておるんですがございまして、今、私ちよつと聞き落したのでございまして、再評価に際しまして零細企業の資産云々という、そこを聞き落したのでございまして、どういう意味でしょうか。

○公述人(五藤君) 零細企業の中には従来経理が極端に不備でありました等のために、資産償却を全く行なつていない、多年にわたつて資産償却を怠つておる企業が多々ある。これらの企業資産は逆にふくらんでおる、償却をいたしませんので、いつも購入をしたときのままで帳簿価格が残つておる、こういうことは、資産再評価という意味から申しますと、価格を減す再評価をする必要のものもあるのだといふことです。

○土田国太郎君 二十八年度の一月一日基準ですね。今、三十二年でしよう。四年間もあるわけですからね、その心配はないのじゃないですか、二十八年度の一月一日を基準としてやるのですか

ら。いかがですか。二十八年一月一日の評価額を基準としてやるわけですから、その心配はないと思うのですが、それは見方が違ふかもしれませんか……。

○公述人(五藤三三) これは、たとえば終戦以来償却をしない、こういうものもあり得るわけでございますね。まあ事実におきましては、たとえ建築物等で、全く腐朽をして、再建をしなければならぬようなふうになっておるのだ、これも帳簿価額の上では建築当時の価額のようにおつておるのだ、こういったようなものがあるわけでございます。

○土田国太郎君 いいじゃないですか。高く評価されるからいいじゃないですか。

○公述人(五藤三三) しかし高く評価されるということは、含みが全然なくなるだけではない、仮定の資産が残つておる……。

○土田国太郎君 仮定の資産でも、百万円のもの、実際の価額は十万円かもしれないけれどもね、この百万円の基準でもってどんどん計算していけば、償却率が多くなるんじゃないか……。

○公述人(五藤三三) そういう意味から申しますと、そういう仮定の資産は、この際切り捨てられるような資産再評価が望ましいということなんですか。

○土田国太郎君 それから事業税のことを私は聞き落したかどうか知りませんが……。

○公述人(五藤三三) 事業税のことは私は申し上げませんでした。

○土田国太郎君 御承知のように、こ

れは商工業者が単独で納めるべき税金で納めるべき税金です。しかもこれが使い道は農村が一番使うとかいうようなことで、二重課税みたいなふうになつておるわけですが、事業税はこれらに対して、これは店内の事業をしておる方々は、営業のいかんを問わず、農村を問わず、あらゆる業を営んでおるものは、勤労者ももちろんですが、そういうものが所得に応じて納めていくべきだというふうなことも言われておるんですが、非常にこれは中小企業等の連中は困つておる税金で、それに對しましてあなたの方のお考えはいかがですか。

○公述人(五藤三三) 事業税の問題

につきましましては、ひとり商工業者のみが担税をいたしておるということは大へん不合理である。国家財政でも地方財政でも、税収によつて各種の産業政策が行われておりますが、農林水産業に對しましても各種の財政支出が行われておりまして、これに反對給付いたします税は商工業者のみから徴税せられておるといふ不合理はなくすべきであるという考え方は、私の方も持つております。ただ、これら事業税を全廃するということになりますと、このかわり財源を人頭税的なものに求めなければならぬのではないかと思います。これが適當であるかどうかという

ことは、相当考慮を要する問題ではなからうかと、こういうふうな私どもは考へておる次第でございます。

○平林剛君 一つだけちよつとお尋ねしておきたいのですが、先ほどのお話の中で、人格なき社団のことについて触れておられるのですが、私も法人税法や所得税法で一番わからないのは、

人格なき社団というやつで、これは初めて税法の中に現れてきた制度であります。政府の方の説明によりますと、うと、大体こういうものが全国で三十万とか四十万とかあるのだと、うとありますが、おそらくこの税法が成立したときも、自分は一休人格なき社団であるのか、そうでないのかというふうな、わからぬ人たちが多いのじゃないか、税法上からは、国民が自分

に該当するかわからないのかわからないうちに税法が通つてしまつて、うと、うなことは、悪く言えば、これは氏名のない逮捕状のようなもので、徴税をこういふふうにするのは適當かどうか、わかりませんけれども、氏名のない逮捕状だなどというふうな悪口を言う人さもあるわけがあります。特にこの「収益事業を営む」というような抽象的な文句で課税の対象になりますから、税法によらず、結局實際上の徴税の際に、捕提をされたらあるいは免除をされたらという工合に、そういう面でも非常に今後不公平が起きてくるという心配を感ずるのですが、あなたのお話でありますという、中小企業の団体の中にもある。先ほどの例はごくわずかしお話がありませんでしたけれども、大体どの範囲ぐらゐまで、こういう対象になると御心配になつておるのでしょうか。概略でもけっこうです。

○公述人(五藤三三) 今お述べになりましたような法律理念的な反對の御意見が、十三日の衆議院の公聴会でも、日本橋会計事務所長の平石さんから述べられておりますようでありまして、私は経済的な観点から先ほど申し上げたわけでありまして、私のリードいたしております全日本中小企業協議会と申しますのも、その協議会全体の経理というものは、はなはだお恥かしい次第であります。常に赤字を續けておるのであります。ただこれが、付設せられております新聞の仕事によりまして、この新聞に広告料を取ることによつてわずかにその収支がペイせられておるような状態でありまして、これは私どもといたしましては、さうさう、団体といたしまして痛いところでありまして、大蔵省にお聞きをいたしましたところ、団体全体は赤字であつても、収益事業があるならば、その収益事業だけを切り離して収支の計算をして、剰余金に對しては課税の対象とする、こういう回答を明確にせられたやうでありまして、この点は私は非常に問題だと思つております。そういったやうなことが中小企業団体等ではいろいろございます。出版物を出しているというだけであります。普通通のいろいろのサービスの仕事をいたしまして、その収益によつて役員、組合員の負担の増高にならないやうな形で運営されておるといふやうな団体がたくさんあると思つております。こういういたつたやうなものが経済団体の中においては、ことごとく課税の対象になるというので、非常にあつてい

るやうであります。きょうの公聴会ではぜひとも私に代弁をしてくれというやうないろいろの要望を受けているわけでありまして。

○公述人(五藤三三) 今お述べになりましたような法律理念的な反對の御意見が、十三日の衆議院の公聴会でも、日本橋会計事務所長の平石さんから述べられておりますようでありまして、私は経済的な観点から先ほど申し上げたわけでありまして、私のリードいたしております全日本中小企業協議会と申しますのも、その協議会全体の経理というものは、はなはだお恥かしい次第であります。常に赤字を續けておるのであります。ただこれが、付設せられております新聞の仕事によりまして、この新聞に広告料を取ることによつてわずかにその収支がペイせられておるような状態でありまして、これは私どもといたしましては、さうさう、団体といたしましては、さうさう、団体といたしまして痛いところでありまして、大蔵省にお聞きをいたしましたところ、団体全体は赤字であつても、収益事業があるならば、その収益事業だけを切り離して収支の計算をして、剰余金に對しては課税の対象とする、こういう回答を明確にせられたやうでありまして、この点は私は非常に問題だと思つております。そういったやうなことが中小企業団体等ではいろいろございます。出版物を出しているというだけであります。普通通のいろいろのサービスの仕事をいたしまして、その収益によつて役員、組合員の負担の増高にならないやうな形で運営されておるといふやうな団体がたくさんあると思つております。こういういたつたやうなものが経済団体の中においては、ことごとく課税の対象になるというので、非常にあつてい

るやうであります。きょうの公聴会ではぜひとも私に代弁をしてくれというやうないろいろの要望を受けているわけでありまして。

○土田国太郎君 一言だけお伺いしたいと思ひます。先ほど中共の税制のお話

が出ておつたやうであります。私、実は若干向うにおつて調べてきたのですが、まあおつしやる通り、約五〇%の国の事業所得、これは結局私は五藤先生と同じやうに、ある意味で法人税の大体だ、こういうふうに見ておるわけですが、それから個人の所得税ですが、これはおつしやいますけれども、これはあると思うのであります。ただ、現在大衆があつたやうな組織になりまして、非常に少なくなつておるやうな組織で、それでも全収入の約七、八%に當る数字でありまして、これはもつぱら資本の蓄積を、ないやうにするといひます。逆の観点からやはり取つておるやうです。これは一つお調べ願ひたいと思ひます。

○公述人(五藤三三) それは商工業の所得税、利子所得税のことではございませう。個人の勤勞所得税には全然税を課しておらんやうに聞きましてが。

○土田国太郎君 それはありません。獨立して事業をやられて、その期間資本の蓄積にかゝるおそれのあるやうなものは……。

○公述人(五藤三三) これは法人所得に該當いたしますやうなものは商工業所得の……(委員長の許可を受けな

いでもやり取りして困りますよ、雑談ではないのだから、一々委員長の許可を受けてもらいたい)と呼ぶ者あり)

○土田国太郎君 それでは最後に一つ。これは見方の問題ですが、中共はたしかにそういうやうな圧迫感が緊迫でないというところは私も同感です。しかし農村に行きますと、収穫量の約一二%を現物で徴収しておる

が出ておつたやうであります。私、実は若干向うにおつて調べてきたのですが、まあおつしやる通り、約五〇%の国の事業所得、これは結局私は五藤先生と同じやうに、ある意味で法人税の大体だ、こういうふうに見ておるわけですが、それから個人の所得税ですが、これはおつしやいますけれども、これはあると思うのであります。ただ、現在大衆があつたやうな組織になりまして、非常に少なくなつておるやうな組織で、それでも全収入の約七、八%に當る数字でありまして、これはもつぱら資本の蓄積を、ないやうにするといひます。逆の観点からやはり取つておるやうです。これは一つお調べ願ひたいと思ひます。

○公述人(五藤三三) それは商工業の所得税、利子所得税のことではございませう。個人の勤勞所得税には全然税を課しておらんやうに聞きましてが。

○土田国太郎君 それはありません。獨立して事業をやられて、その期間資本の蓄積にかゝるおそれのあるやうなものは……。

というふうなことで、戦争の惨禍なり土匪なりというもので非常に苦しんでおつて、現在非常に安定しておるといふ感じがされておりますが、なかなか税金が重いように見えてきました、いかがなんでしょうか。

○公述人(五藤三君) お説のように、農業税は収獲を対象として、一種の年貢を納めるような形で現物納税をいたしておるようでありますが、まあその点はあるいは個人の所得税に該当するものかも知れません。ただ、御承知のように、農業は農業合作社がほとんどふえておりますのでありますし、商工業は九七%が公私合併になつてしまつたということを申し上げておりましたが、おそらく農業の方も国営農業と合作社の経営に漸次變つていくのではないかと私は聞いて参りました。こういうふうな点から、個人所得というものの対する税の圧迫感は今現在すでに商工業界におきましては、すべてが一種の国家機関の雇人のような形になつておりまして、勤勞所得の形で所得を得ておるようでありまして、この面では税は全然かけられておりませんで、農業の方も合作社的になりまして、それに準ずるようになるのであります、そんなふうになるのではないかとこのうふうに思つて私は歸つて参りました。

○委員長(廣瀬久忠君) ありがとうございます。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に参ります。興国人絹パルプ株式会社取締役経理部長青砥正吉君にお願いいたします。

○公述人(青砥正吉君) 先ほど御紹介をいただきました青砥でございます。

日ごろ税制につきましては、専門的な立場からいろいろ御検討願つておりますが、皆様の方の前で、私ごときが意見を申し上げますのは、いささか釈迦に説法の感じがいたしまして、面はゆい感じがいたしますが、国民の声といたしまして、しばらくお聞きを願ひたいと思ひます。

今次国会に提出せられております税制改正の案の問題でございますが、与えられました時間も限られておりますので、その中から私が特に気づきましたもので、おもなものをビツク・アップいたしまして申し上げたいと存じます。

まず、所得税のいわゆる一千億円の減税案でございますが、これは細部につきましてはいろいろ問題もございましょうが、戦後過重でございましてこの税を思い切つてここに軽減せられようとするのは、戦後の税制史上特筆大書すべき善政でございまして、皆さん方の御勇気と英知に対しては深甚の敬意を表するものでございまして、しかし間接税の拡大と、企業の内部蓄積につきましては、ほとんど改善のあとが見られないという点がございまして、これは皆さん方が一べん大改革をやつては混乱をきたす、こういうふうなことで、財源が関係もございまして、うが、お見送りになつたということでは、私たち企業担当者としたしましては、いささか遺憾の点がございます。所得税の細部の問題でございまして、こちらからいたしたきました資料の新旧対照表がございまして、給与所得の控除の問題でございまして、十ページの第九条の五項の問題でございまして、給与所得の控除につきましては、今回

十二万円まで限度が上つたわけでございしますが、実は戦前昭和十五年の例を申しますと、最高限度が七百二十円になつております。現在の物価の指数から申しますと、それを三百三十倍いたしますと約二十四万円になるわけでございします。今回十二万円になつたわけでありまして、今戦前と比べて半分にしかなくなつていない。それからもう一つ、シャープ勧告によりまして、昭和二十五年に全面的な税制の改正がございしましたが、これによりまして申告納税制度が新たに採用されたわけでございします。この申告納税制度によりまして、源泉から徴収されております給与所得者と、一般の商工業、農業等のアンバランスが非常に大きくなつておるといふことは、皆さん方もよく御認識なさつておることと思ひますが、これを人員の面から見ますと、改正前の昭和二十四年と現在とを比較しますと、給与所得者については改正前比率で申しますと百人のものが現在六十七人になつております。一般の事業所得者の方は、百人のものが二十七人に減つております。つまり給与所得者と比べますと非常に減り方が激しい。この事業所得者のうち、特に農業について見ますと、百人が十九人になつております。給与所得者の三分の一以上に減つておるといふふうな現象がございします。それから今度は所得の金額の動向と税額を比較いたしてみますと、現在は給与所得者につきましては、所得は改正前の二・七倍になつております。これに伴ひまして税額も一・四倍にはね上つております。しかるに農業所得者につきましては、所得は改正前と比べてますと一・九倍になつておりますが、税

額の方は実に六分の一に減つて参つております。これは米作所得の非課税の問題等もからんでおるわけでございしますが、ただいま申し上げました比率だけから通して見ましても、いかに申告納税制度がほんとうの意味の実質的な税の負担をアンバランスにしておるかということが十分おわかりいただけるかと思ひます。こういう点を勘案いたしますと、戦前の二十四万円でもまだ足りない、少くとも五、六十万円に引き上げなければ、勤勞所得者その他の事業所得者とのアンバランスは是正されないといふふうな見取されるわけであります。今回一応十二万円に引き上げられましたことは、これはまことにけつこうでございしますが、なお今後ともこの金額をさらにさういった適正な額までに引き上げていくことを考慮していただきたい。

それから比較表の二十二ページの十一條の三、配当所得と不動産所得の世帯合算、これは今回新しくここに取上げられたものでございしますが、いわゆる配当金の名寄せの問題、不動産収入の名寄せの問題でございします。親、兄弟、おじいさん、おばあさんの収入を全部申告者の一人の収入にして課税をしよう、こういうふうな考え方がございします。これは一部脱税者を捕提いたします点から見れば、まことにもっともな考え方ではございしますが、正直者までも巻き添えにございする点がありやしないかといふことでございします。社会悪を除くために刑務所を作つてどろぼうを入れる、こういうことは非常にけつこうであります。この法の施行せられました結果は、どろぼうでない善良な市民まで同じように刑務所に

入れられるという、結果に陥らないかどうか、こういうことが私は非常に心配でございします。現にこの所得につきましては、たとえば株式の配当を取ります場合には、その前に株式を買わなければならぬ。買うにつきましては、年十万円以上は、これは譲渡所得の課税の対象になつておるわけであります。従ひまして税務署で調査いたします場合に、この株を買つた金は一体どこから出たのですかといふことで現に追及をされておるわけであります。ですからこういう調査をもう少し掘り下げてやればこういうふうな、正直者までも巻き添えを食ふような立法はされなくてもいいんじゃないかといふふうに私は感ずるわけでございします。

それからその次は租税特別措置の整理の問題、それから法人税率の問題について申し上げたいと思ひますが、説明の順序といたしまして企業資本の蓄積の問題に触れてみたいと思ひます。企業資本蓄積については先ほどもちよつとお話があつたようでありまして、戦前の昭和十一年の最もノルマルな頃の企業の資本の構成は自己資本が六一%、資本の総額を百といたしますと自己資本が六十一で他人資本が三十九であつたわけであります。申し上げるまでもなく、企業経営におきまして、借入金とか社債というふうな他人資本をたくさん持つておりますと、金融市場の变化がありまして、あるいは事業の不況の際、この資金を回収されまして安んじて事業を継続していくことができないというわけでございします。ところが戦後は先ほどの比率が全く逆転いたして参つたわけであります。すなわち、六十一対三十九が逆に三十八

対六十二になったわけであり、不安定をもたらし他人資本の比率が非常に大きくなって参ったわけであり、今これを自己資本だけに引いてもうべんそのことを繰り返して申しますと、自己資本は終戦直後が落ちたりなりまして、その後ほとんど比率は増加いたして参りません。先ほども申し上げたように三三・八%でございます。日本の戦前の六四・一%、あるいはアメリカの現在の六四・四%に比しますと、非常に低く、企業経営は不安定な状態にあるのであります。で、自己資本を戦前と同じように増強することによりまして、原価も安くしまして外国製品とも太刀打ちできる、また金融機運の際には、不況にもたえるというようなことにもなるのでございますが、現状としてはそういうようなことで非常に不安定な状態にある。これにつきまして、いろいろな面からの施策がもちろん必要であります。税制の面から内部蓄積を増強する政策を打ち出すとかあるいは税率を引き下げて内部蓄積をはかるとか、こういう必要があるのじゃないかというふうに思うのでございます。

さらに企業の利益と資本蓄積の問題について申し上げてみますと、全国の企業の平均売上高利益率を見ますと、戦争前が三三・一%、約一三%あります。これが現在どういうことになっておるか申しますと、僅かに三%半であります。四分の一でございます。また一方使用いたしております総資本と利益との比率から見ますと、これもほぼ先ほどの売上高利益率と同様に非常に低下して参っております。なぜこういうことになったかというのを申し上げ

上げますと、この場合も借入金とか社債等の他人資本の比率が先ほど申し上げたように倍近くはね上っております。その上に金利のレートが高くなっております。支払い金利というものが金額的に戦前以上の比率に非常にね上っております。倍ぐらいいはね上っておりますわけであり、それからもう一つは、企業の配当率が戦前と比べると高くなつた。これは企業の株式資本を集めずために、やはり金利との関係がございまして、金利に見合うような配当率を計上しなければ株式資本は集まてこない。こういうことでありまして、現在はその率が全国平均いたしまして一三・一%になっております。戦争前の八四・四%、アメリカの一〇・九%に比しますと相当高くなつて参っております。こういうことで一応企業資本の蓄積は非常にむずかしくなつてきておる上に、これに加えて法人税の負担というものがございまして、こういうことでありますので、企業利益は、社会に流出いたしまして、内部にはほとんど残っていない。残っていないから、戦前と比べて非常に率が下つてくる。それからいま一つは、企業の社会性という問題がございまして、企業には従業員、株主はもとより、取引先それから一般消費者または業界が付随して参りまして、一つのサークルを形成して参ります。企業の盛衰また不安定は、国家の盛衰また不安となつて参ります。これは今さら申し上げるまでもないのでございまして、従いまして税制の面からこの企業内部の蓄積をはかつていただいで、資本構成を少くとも戦前もしくはアメリカ程度に是正していただくと、しかることによつて従業員にも少くとも

も戦前なみの給与を払う、よく最近では、先ほど出ましたように、神武以来の好況と申しておりますが、実は、この一般のサラリーマンの月給は、一人平均としまして戦前の状態に私は達していないと思つてございまして、物価は三百三十倍でございますが、料理屋なんかはおそらく四百倍ぐらいいなつておると思つて、ところが一般のサラリーマンの平均といたしますと、これは三百三十倍でなく、せいぜい二百六、七十倍の、最近上つて参つておりますが、その程度と思つて、戦前に比べて約八割というところではないかと思つて、企業の資本の方は、戦前と比しますとわずかに六割である、それから給与の方は戦前の八割である、従いまして神武以来の好景氣というものは、少くともサラリーマンにはまだ何ら関係がないというふうに、冷酷な数字はそういうふうに出てくるように私感しております。税を軽減して資本蓄積することによりまして、そういう従業員に対する給与も、少くとも戦前程度は払い、消費者大衆にもより安価な物品を提供する、輸出も増進する、こういうことで、今回の企図せられております租税特別措置の問題につきましても、また法人税の税率引き下げの問題につきましても、慎重な考慮を払つていただきたいと存するものでございまして、

この点につきまして、法人税の税率の引き下げと、財源としての間接税の拡大についてちよつと申し上げてみたいと思つて、法人税の税率につきましては、法人税法の新旧対照表の十六ページ第十七条でございまして、先ほど中共の話が出て参つておりますが、七

質疑もあつたことを伺つておりますが、この中共初め後進国には間接税中心主義が多いようでございまして、ところがシャウブさんが日本に見えまして、昭和二十五年から英米系の直接税主義をとられたために、非常にわれわれは税の重さが、税そのものも重くなつて参つたために、いよいよ重さを感じる。これは戦前と現在の直接税、間接税の伸び方を検討してみますと、金額におきまして直接税は戦前と比べると千倍十倍になって参ります。これに對しまして、間接税は五百五十六倍でございます。従いまして戦前と比しますと、直接税は間接税の二倍にはね上つておるというわけでございます。税そのものがすてに縮減としまして、戦前と比しますと非常に重くなつて参るに、二倍以上に持つてきたということが、この税をさらに重く感ぜしめるという結果になつて参るのでございます。フランスの三五%、イタリアの一八・四%というふうなものに比しますと、現在の日本は相当高い比率になつて参ります。日本の戦前はこれが三四・八%というふうになつて参ります。少くともこのように近い方向に持つてゆく必要はないか。

で、この間接税の功徳を一々申し上げる必要はございませんが、税を意識しないで、ビール一本飲みまして、その中の五割六分は税金でございます。半分以上が税金であります。ビール一本を吸いましても、その中の六割七分、約七割というものは税金であります。ですからたばこを吸いまして、ほんとうに吸うところだけが、七

割部分が税金であつて、あと灰皿の中に落しますのがほんとうのたばこの代金を吸つてあります。ほんとうのたばこを吸わないで、皆さん税金を吸つて、われわれも灰皿の中に落して参ります。しかし税金を吸つてゐるという意識を持たないで税金を払う、こういうところに間接税の妙味があるの、じやないかというふうに感じます。それから間接税につきましては、先ほど申し上げた申告納税と源泉徴収とのアンバランスを是正する点においても意味があるのじやないか。

それから間接税は大衆課税であるというふうに論議される方もございまして、現在の直接税、所得税は相当大衆課税になつて参るのでございまして、戦前の所得税を払つて参りますのは八十五万人でございまして、現在は一千万人が税金を払つて参るわけでございます。すでに所得税そのものが大衆課税になつて参りますので、税の理想から申しますと、なるべくたくさんの人から少しずつ取るということが一番理想ではないかと思つて、そういう面から、この間接税を強化したいと思つて、ただ間接税を強化いたしました場合に、低額所得者の税を軽減するといふふうなことを考慮しなければならぬと思つて、税を軽減する必要があるのじやないか。日本本扶養控除を外国と比しますと、非常に英米のような金持の国と比較になりませんが、かりにドイツあたりと比べてみますと、ドイツは妻が七万七千円、一子と二子が六万一千円、三子以上になりますと、かえつて日本とは逆

にふえまして十四万四千円、こういうふうにかえつて多い。ドイツはいわば人口のふえることを歓迎する、生めよ、ふせよというような国柄を幾分反映しておりますが、とにかくこういう扶養控除が非常に、比べると日本の方がむしろ小さい。ですから間接税を設けた場合には、どうしてもそちらの方を減らさなければならぬのではない。間接税につきましては、今回もやはり税制調査会等を取り上げまして、だいふ問題になっておりましたので、が、とかく新税は悪税なりと申しまして、税もなじんでしまえばそうでもありませんが、新しい税制をしくということにつきましては、とかくの強い摩擦がありまして、いわゆる新税は悪税なりという言葉を表現されておりますが、やりにくい点も多々あると思ひますが、日本のほんとうの税を軽減して、民を楽しんでこの世を謳歌させるというためには、そこに思ひ切つて一つ皆さん方政治力を結集して、この間接税の強化を実施していただきたいというふうに念願いたすものであります。三十二年の法人税の自然増収なりあるいは法人の租税特別措置の整理による歳入増加分は、実際は当然法人税の軽減に向けられなければならない性質のものではないと思ひます。それが今回所得税の軽減に向けられておるのでございますから、三十二年の自然増収なり先ほど申し上げました間接税の拡大論は今後法人税の軽減に一つ当てていただきたいと考える次第であります。

それから次は租税特別措置の問題でございますが、一口に租税特別措置と申しまして、これをその性質から分

けますと大体三つに分れるのでございます。一つは会計理論上当然認めなければならぬもの、二つは経済政策推進のために設けられたもの、三つには、その先ほどの中間的なもの、こういうことになりまして、会計理論上当然認めべきものは、これはいわゆる企業会計原則によります費用収益対応の原則という鉄則がございまして、これを計上してやらなければ、その期間の正確な損益は、利益は計算できない、こういうふうなものでございます。しかもこれに属しますものといつたしまして、退職給付引当金、特別修繕引当金、貸し倒れ準備金、価格変動準備金、洪水準備金、遠約損失準備金、異常危険準備金、輸出損失準備金、こういうものがこれに属するわけであります。ところが、これは実は免税ではないわけでございます。つまり今払わないで先になつて払うというふうなものでございまして、ですから、あと払いか先払いかだけの差でございまして、いわゆる税金相当額、税金をあとで払う金利だけを企業は得をする程度のものでございまして、国の歳入から申しますとほとんど全然差支らないというものでございまして、退職給付引当金にいたしましては、三十年で従業員がやめるときには払うというわけでありまして、三十年たつてやめるときにべんに払うのか、今貯金をしておいてそのときになつて払うのか、こういうだけの問題でございまして、これにつきましても三十一年度において従来の限度を半分にしたわけであります。従来の限度も、ほんとうにその従業員が

やめるときは退職金そのものではなくて、自分の都合でやめる場合の金額をもとにして計算しておるのであります。実際に払うのはそれより三割、四割多いわけでありまして、それをさらに半分にしろというのであります。この考え方は、何もそんなにたくさんべんに積んでおけば払えるのじゃないかというところでございまして、これはいわゆる金繰りと、それから損益の計算とを混同した考え方でございます。資金の方からいけば半分も積んであればもちろん払えるわけでございまして、しかし損益の面から見れば、これは労働協約によりましてこまかい退職金の規定がありまして、それによつて企業が払うことを義務付けるわけでございまして、毎年、年数がたちますと、それによつて大体一年一カ月というふうになつていくわけであります。それを毎期積み、こういうわけでございまして、昨年これが半減されましたことは、今なお企業におきましては、どうもこれは筋が通らない、おかしいと、こういうところでおるわけでございまして、それから特別修繕引当金、それから貸し倒れ準備金、価格変動準備金、洪水準備金、遠約損失準備金、異常危険準備金、それから輸出損失準備金はこれは実際利用者がほとんどないようでございますので、今回これを期限をもつて廃止するという案は適当ではないかと考えます。他のものについては、それぞれその限度なり毎年計上するものを引き下げるというふうな考え方でございますが、実はこの貸し倒れ準備金にいたしまして、この限度はそのままにいたしてあるわけであります。この限度が適当であるかどうかという

ことは、これが問題なのでございまして、むしろ会計理論だけの立場から申しますと、適正な限度をはじいて、その限度まではなるべく早く積み立てるということが理想でございまして、今回の改正では、限度はそのままにしておいて、積み立てる率を減らそうというところでございまして、ですから会計理論の行き方からいまして、まるで適になつていない。税と会計は違うからいいじゃないかというふうに日本では言われておりますが、実際、税というものは私は違つてはむしろならないのじゃないか。生きた企業なり個人を対象とする税でございまして、あくまでもそういうものと密着不可分の考え方なり処理をしなければ、ほんとうのスムーズな税務行政はとれないのじゃないか、また国民が喜んで払うような、納めるような税制にはならないのじゃないかというのを心配するものでございまして、これはこういう一連の租税特別措置につきましては、昭和二十七年のいわゆる法人税率を三五%から二割上げまして四二%にいたします際に、今後とも上げるが、企業界稍については個々について検討した結果これを考えるということ、これがいろいろ認められたのが現在の租税特別措置でございまして、ところがまあ時間の経過と申しますか、担当者も變つたと申しますか、その当時のいきさつに變りなく今回下げられようとするとは、私どもとしましてはまことに了解しにくく点でございまして、この点を再考をいただきたいと思うのでございまして。

それから経済政策推進のための租税特別措置といたしましては、重要物産

の免税とか、利子所得の非課税、配当所得税等の課税の特例、それに控除の特例、生命保険の控除、増資配当金の免税、輸出所得の特別控除、それから設備の五割増し償却、初年度二分の一特別償却とございまして、輸出所得の特別控除につきまして、今回その期限をさらに二カ年間延長されようとしておりますことは、まことに企業なり日本輸出貿易の実態をおつかみになつたお考え方として敬意を表するものでございまして、五割増の特別償却等につきましても、今回さらにこれを実情に近づけるように持つていこうというふうな考えがございまして、非常なけつこうなお考え方かと拝察するのでございまして、重要物産の免税につきましては、実はこの制度は大正二年から日本にはこの制度があるわけであります。いわゆる技術面におきまして、他の先進国と比べて劣つております国におきましては、こういった免税の制度が大體置いてございまして、従いまして、日本の現状から見まして、なおこの制度は暫く置くべきではないかというふうに考へておりますが、今回その所得の限度を授下資本の四割という線で押えられております。この四割の線はこれは相当私は問題でございまして、一応この四割の線で切らなければならぬというところでございまして、ここにそれだけ日本の科学、一般の工業技術その他の技術が進歩したということであれば、さらに試験研究を将来先進国と肩を並べる、あるいはそれ以上に日本の産業を振興発展せしめるための何らかの措置を講ずる必要はないか。企業合理化促進法等で多少の補助金等の形でそういった措置はとられており

の免税とか、利子所得の非課税、配当所得税等の課税の特例、それに控除の特例、生命保険の控除、増資配当金の免税、輸出所得の特別控除、それから設備の五割増し償却、初年度二分の一特別償却とございまして、輸出所得の特別控除につきまして、今回その期限をさらに二カ年間延長されようとして

ますが、税制の面から特にこれを考えてみる必要はないか。その意味で試験研究積立金、あるいは準備金というようなものを一つお考えいただきたい。これはアメリカ等でも最近試験研究を非常に盛んにやっております、その試験研究の費用は大体売り上げの三割ないし八割と言われております。ですから、半期百億の売り上げがございましたらば、その半期の研究費は三億ないし八億という膨大な金をかけて試験研究をやっております。そういうことでございますから、アメリカもいろんな新しい科学技術の進歩は非常なものでございまして、これはもちろん総会等においてもそういった説明をいたしておりますが、日本においても大体この積立金を、これは私の一つの私案でございますが、毎年試験研究をやりました新製品なりあるいは新しい設備を研究いたしますために投下しました金額と同じ金額を積み立て、これを五年なら五年積み立てさせる。つまり半期一億の試験研究費を使ったということといたしますと、五年で十期ございまして十億円になります。この十億円を積み立てをやる。そうしますと、そのうち税で半分は持つていかれますから、つまり税に相当する五億だけが企業には残ります、それを運用できる。第六年目はどうするかと申しますと、最初の第一年を落しまして第六年のを計上する。かりに二億といたしますと、十億が今度は十一億になるわけでありまして、こういうことで、結局五年たつと最初の税金を払うということでございます。ですから、五年間だけは逐次税を繰り延べて払う。その間だけ税に相当する資金を運用するというこ

とでございます。損益の面からいいますと税金に相当する金利だけが企業プラスになる、こういうのでございます。これはもちろん総会のとときの貸借対照表にもなりますし、一般の投資家なり株主はそれを見まして、あそここの会社はどの程度の試験研究をやっているか、また試験研究の実績がそのこの金額になって出るわけでありますから、それによりましてその会社の将来の発展性を判断するというふうなことができまして、みな競ってそういうことをやるということになるのじゃないかと思うのであります。企業合理化促進法等によりまして、補助金等が一応充てられますことになっていますが、補助金は申請がございまして、当局の査定というものがございまして、それには細部のいろいろな明細をつけて出さなければならぬということになりまして、秘密が漏洩するおそれがございます。従いまして、こういう制度が実際ありまして、企業といたしましては新しいそういうものは実は申請をしません。秘密が漏洩いたしますから申請いたしません。ですから法律があっても実際には適用を受けないということです。ところがこれを税の面から取り上げて参りますと、そういった秘密が漏洩いたさないものでございます。しかも申請するしないにかかわらず、これが平等に公平に適用できる。こういう意味で非常に私は妙味があるのじゃないかというふうに感じております。

それから生命保険料の控除の問題でございまして、今回これを拡充せられたという事は、貯蓄奨励の意味もある。それで、私はそれも

けつこうだと思ひますが、企業に働いておられます従業員を対象とした、あるいはまた一般市民でもそこまで広げればさらにけつこうだと思ひますが、年金制度を布いていただきたい。欧米の先進国におきましては、すでに年金の制度が布かれております。従ひまして、日本でもこういった制度を布いて従業員をして老後の生活を保障してやりまして、安んじて生活ができるような方向に持つて行つたらどうか。このためには何も国の機関を設ける必要はございません。一、二の民間会社を設立するとか、あるいは現在の信託銀行あたりを二、三指定いたしまして、それらをして行わしめるということになりますと、経費もかかりません。ただ国としては年金制に参加した個人に対しては利息のある程度めんどろをみる。たとえば年八分までの利息をみるとか、あるいは二分か三分程度の利息を五年間みてやる。これは金額にしまして財政にはほとんど影響を与えないと思ひます。それほど小さい金額でございますが、この制度が確立することによつて一般従業員等は安んじて働き得る、こういうことになって大へんけつこうではないかと思ひます。

このほかさらに繰り込んでいただきたいのは造林特別積立金でございます。造林特別積立金につきましては今回地ごしらえ等について償却年数を短くするというふうなお考えのようでございますが、日本の国は御存じの通り約七割が山でございます。山のひだを入れますと八割が山であると申しても差しつかえないと思ひますが、この狭い日本の国土を利用する面から見ますと、この八割の山をほつたらかしておくほどの

ばかけたことはないと思うのでございます。こういう意味におきましても造林を盛んに起す。毎年、木は切り倒されて枯渴する一方でございます。このことは材木の値段が毎年々々上つて来るということからも御了承いただけると思います。そういう意味におきましても、造林につきましては特段の御考慮をいただきたいと思うのでございます。

それから今回は取り上げられなかったでございますが、保証契約引当金、返品引当金というものがございまして。保証契約は、工事をいたしましたあとでも保証をする。それから最近よく行われておりますが、テレビとか電気洗濯機というものにおいて、納めましても一年間ないし六カ月間は保証する。こういうのでございますが、これは売ったと同時にそういう契約を結ぶわけでありまして、売ったときにその債務が発生するわけでございます。それから返品引当金、これは出版会社等でございますが、本の返品が常時あるわけでございます。こういうものについてもこれは金額的にわずかでございますがなるべく会社の会計処理を実際に実情にマッチしたようにもつて行くという意味においても、税制の面からこれを御考慮いただきたいと思うのであります。

それから減価償却の問題でございますが、大企業におきましては、第三次までの再評価と企業合理化促進法によりまして償却率も向上して参っております。しかし現在の耐用年数は、これは昭和二十六年に定められましたのでございますが、これはその当時は、現在とは、よほどまだ世の中も落ちついて

参っておりませんというような関係で、いわゆる物理的耐用年数だけを対象にして計算されたわけでございます。この物理的耐用年数と申しますと、機械なら機械が、それが摩滅するまで何年かかるかというふうな考え方でございます。ところが最近是非常に技術が進歩いたして参りまして、たとえば化学とか、化纖とか、機械等の部門は、機械そのものはまだ使えるが、これは能率が非常に劣っておる、だからここで一億なら一億の金を出しても新しい機械と取りかえた方が有利だというふうなことで取りかえることが再々ございます。実際は十五年、物理的に言えば十五年たつたら摩滅してこれを使えなくなる、ところが今の別の経済的な立場から行きますと、十年たつと新しい機械ができて、これは能率が悪くなったから、まだあと五年は使えるのだから、これを倉庫に入れないでやいかぬ、こういう問題があるのであります。そういう償却が実は織り込んでないわけでありまして、これも一つぜひお考えいただきたい。それから償却の仕方について少し幅を持たせていただきたいということでもあります。現在はまだきめられた年数によつて機械的に計算をするわけでございますが、一定の基準を示して、それから三割はよいやつてもいいというふうなやり方でございます。これはむしろ企業のもうかつておりますときにはそういう償却をするわけでありまして、もうかつているときには国の財政収入も実は多いわけでありまして、そういう余分な償却をいたしましてもなお普通の年度よりも利益は多いということでございます。国の収入からいきますと、かえつて収入が、

○公述人(波多尚君) 私は、今度の大きな減税として諸税制改正というものが戦後初めてのチャンスでありますし、またこんなチャンスは二度と近いうちにはないだろうと思うのです。まあこういう一通りの大きな案ができたということについては非常に喜んでおるものの一人でございます。千億減税とか千億施策というふうな、両建の、これは非常にいわばぜいたくな予算、これは池田大蔵大臣のようなベテランが出られまして、非常に恵まれた条件のもとでこしらえられました。まあそれはそれとして一つの理由は確かにわかるのではありませんが、私もこういう経済界が拡張し上昇しておるようなときには、やはり財政はできるだけ小さい方がよろしいのではないか、そうしてな

論があるようであります。これを非常に過大であつて危ないというふうな御意見も方々に聞くのであります。本年度の自然増収がすでもう千億にもなつておるといふことから比較して参りますならば、明年度の實際の増収というものは一応九百億くらいと見積つてあるというふうに言つていいのだらうと思ひます。そうしてその前提となつておる考え方を、根拠を見ますと、工業生産指数で見て一二・五%とか、国民所得の伸びが大体七・五%とか、雇用の増加が二%とか、あるいは資本の増大その他見込んで配当が三〇%とかいふうないろいろな根拠があつてあります。しかしながら最近のいろいろなベース・アップその他による賃金の上昇率が割合に高い、そしていわゆ

ては堅実でありますが、それから見ましても、もう少し自然増収はあるじゃないか。その根拠につきましてはいろいろな推算の仕方もありましようし、またこれはすべて予測でありますから、なかなかかわずかしいのでありますけれども、ただ感じといたしては、そういふうなことで、まだ若干の自然増収は見積れるのじゃないかというふうにも思います。従いまして、これはまだ減税の幅を多少ふくらます余地があるんじゃないかという感じを持っております。

それからもう一つの問題点としまして、減税は消費需要を刺激するのでいいです。しかも、これは減税しないので減収の増加としてまかった場合と比

うなことになるのであります。まあ明
平年度は、おそらく本年度の自然増収
が、いろいろな形で、補正予算が組ま
れておりますけれども、だんだん使っ
ていき、まあ本年度ほどのことではな
いということから、そういうふうな財政
資金からくる圧迫というのは、ある
いはあまりないのじゃないかろうか、こ
う思っております。今までの非常な重税
が社会に――経済的だけでなく、いろい
ろな形で社会に与えている影響という
ものが恐るべきものであったというこ
とについては、これは異論のないところ
だと考えます。これが勤勞意欲ない
しは事業意欲に及ぼした悪い影響、あ
るいは税金が重過ぎるために公然に脱
税する、その脱税することが天下の普
通の習慣になっているというようない

いる国においては、ああいう直接税金の理論というものには、まことにりつでもあり、またそれに適合するかと思うのでありますが、ちょうど日本としては悪い時期に——インフレの取中、しかも腹後いろいろな秩序がこわされて、資本が分散する、つぶれてしまったというふうな時期にこれが出てきたということは、はなはだ不幸であつたと思うのであります。まあ一口申しますれば、この今の急激な累進課税中心主義というものが、あまり過分に日本の富の均分化ということに作らした過ぎた点があるというふうにも思ふます。ちょうど戦後ああいうふうな、財閥解体とか、土地制度の改革とか、独禁法とか、その他の一切の占領

行政というものは、日本のそうした資本主義の形態をこわして、いわゆる経済民主化という名前のもとに、非常に資本分散を行なった、この上にかぶさつて、こうした税制が持ち込まれたという事は、理論上はともかくといったし、まして、日本にとっては決して経済を再建していくという方向に対しては過度過ぎた税制であつたかというふうには思われるのであります。財政プロパーの方につきましては、いわゆるドッジ・ラインで健全財政をとつて、その意味におきましては日本の経済を正常化していくのに非常に役に立つたでありましょうが、その歳入、歳入を通じてやり方というものは相違がございましたために、たとえば会社経営なら会社経営というふうなものは、日本の国家の財政が健全なせに、借金だらけである、つまり国家は健全であつて日本の経済の実体は非常に赤字だらけだ、そして資本の蓄積はおくれているし、いわゆる底の浅い経済というふうなことから、なかなか立ち直れなかつた。それにはもちろん、いろいろな条件がありまして、やむを得なかつたとは思ふのであります。結局、理想のシャープ税制というものは、アメリカですら理想的であつたといものが日本に持ち込まれたということでありましたので、私はやはり日本には日本らしい税制、日本の実情に即した税制というものを考えなければならなかつた、そうして毎年々々、たとえば免税点、基礎控除その他を引き上げていくというふうな改正は行われて参りましたけれども、まだまだ今までの税制は日本の今の経済にびつたり合っているものではない、こういうふうな考へるのであります。

今の日本国民の所得分布を戦前と比べて、また欧米と比べていたしましても、全く高額所得者というものが幾つもない、やはりみんながいわば非常に貧乏している、資本の蓄積もあまりない、まだ非常に悪いという状況であります。従つて、ちよつと収入がふえていくと、非常に高い税率か、あるいは、そうかといつて、下の方も相当きつい税であるというふうなことでありまして、たとえば低い方の一般のレベルというものは、家計調査などいろいろ統計の数字で見ますと、戦前に復歸したというふうにも言われておりますが、現実問題として、とにもかくにも下の方は漸次安定しつつある。しかしながら上の方の幅が非常に狭い。そこへこういうふうな高度累進を適用してあるのではありませんか、今千九百億というふうな大きな自然増収というものの、まあ戦前のノーマルな時代の自然増収というよりも、いわばちよつと上れば高い税率が適用されるというふうな意味におきまして、皮肉に言へば不自然な増収だということも言つていいのではなからうかと思ふのであります。そういうふうな、つまり税率の問題というところが、このシャープ税制の根幹をなしている体系の中で非常に問題だと思ひますが、そのほかに、もちろんいろいろな中央と地方にわたる、あるいは給与所得と営業所得、農業その他の所得あるいは利子、配当の資産所得とか、個人と法人との間とかいうふうな、いろいろな意味におきまして非常に不均衡ができておるの、これをこの税制案におきましては相当程度是正してある、あるいは是正しようとするという趣旨は、

私もこれを了するにやぶさかでないと思ふのであります。まず根本の問題といつたしまして、直接税と間接税の立て方の問題、これは税制調査会におきましては、そういうふうな前提からおそらく直接税といふものの限界を認めたのでありましようが、間接税に移行すべしというふうな案を立てたやうであります。しかし結果から言いますと、この自然増収を含めて直接税が本年度の予算におきまして五・一%に対して、間接税が四六・明年度の予算におきましても結局この割合は大して變つておりません。五〇・二と四六・三、こういう比率になつております。あとは流通税であります。まあ実際所得税が実質的にはそうした意味における大衆課税でありまして、いわば限界を越えておるというふうなものでありますから、ある程度間接税に重点を移すというふうな考え方、まあ当面ではありませうけれども、今、当面にやるべき方法は、やはり直接税だけを上げていくという今の案の立て方の方がより現実的であると思ひます。ただこの中で数字的に見ますと、法人税の増収が非常に大きい。そういうことから直接税の割合が割合に高いのであります。その法人税についてはあとで申し上げまされども、まあ、それだからといって、間接税といふことよりも、まず所得税ないしは法人税をまず一歩減らしていくといふことで、直接税のウェイトを低くしていくというのがやはり当面妥協な行き方ではないか。こう思ふのであります。

と、それから税率の緩和の問題という二つの要求が、緩和の方で七割、控除の引き上げの方で三割というふうな割合で、財源が配分されてあります。そこでまあ考へてみるのですが、年収百万円というの是非常に多いのでありますけれども、これを戦前の月収に引き直しますと、まあいろいろな計算の仕方がありますが、私の見当では大抵月収百五十円くらいというものが年収百万円のクラスじゃないか。数年前に、電産でしかた、例のマーケット・バスケット方式で要求賃金の計算をしたときに出したことがあります。まあそのときの話ですから、その後の物価の上昇を見ますと、七万円はおそらく八万円から八万五千円くらいに計算されるのであります。これがまあ一応その当時の労働組合の立場から見ても一つの標準でもあり、また一種の理想的な中心の生活程度であるといふふうに考へたわけでありましよう。決してそれはぜいたくなものでもなければ、非常な高額の所得者でもないといふようなもので、当時の七万円といふ計算が出た。それが七万円といふは年収にすれば大体百万円。ところが、この百万円から五十万円、六、七十万円というふうなクラスが、戦前に比べまして一番今の累進の率が高い。非常に重加されておるということでありまして、この辺のクラスをもつと下げてやるということが今回の税率緩和において一番大事な問題であらうと思ひます。ただいわゆる神武景気ということになりますと、多少収入がふえると、すぐこのクラスに入ってくる。このクラスに入ってくると、すぐその税率に当てはまる

というふうなことで、いわゆる中堅所得者というように言われておりますけれども、こういうまあ戦前であればせいぜい百五十円くらいの収入のクラスが結局大部分を占めた所得税であるといふこと、そういうことが日本の実情であり、所得税の非常な累進課税が無理であるという土台として、やはりこれはわれわれ真剣に考へてみたのであります。しかるに百万円以下で明年度において数字を調べてみますと、所得税納税者の人員の九七%、それから税額では七四%というものがこのクラスで占めておる。百万円以上になりますと人員ではわずか三%に足らない。税額では二五%しかないというふうな状況、そのうちでまた一番問題になるのは、五十万円以下のクラスが人員で八七%、税額で四三%と、結局こうした低い層がおもなる所得税の負担者である。戦前百万円以上の層が税額の九〇%弱を負担している。人員も二六%もあつたといふことと比べますと、これは今の所得税の立て方がどんなにむづかしいかということになるのだと思ふのであります。それで、この低い層をもう少し緩和して、百万円以上の方にもう少しウェイトをかけるという、いわばまあ税率のきざみ方を多少中たるみで尻を上げるといふふうに、もう少し考へられたいものだらうかというのが、われわれの一つの――まあ全体的に考へれば――一つの考え方として持つておるのであります。それは同じ税収の中で加減する方法もあり、多少増収ないし財源を別に見込むという方法もありましようが、まあ現在の案でもその辺のクラスは四〇%から五〇%近くの減税になるのではないかと

御議論もございます。しかしこれを地方税とひつくるめて考えますと、地方税の幅の方は若干少いのでありますから、この辺も一つ踏み切つてもらえまいかというものであります。それと相並んで、最も低い五十万円以下のタラスであります。まあ五十万円以下になりますと大体戦前の八十円ぐらゐになります。戦前であつたら全然税金のかからないタラス、そこで免税点を引き上げることができたら、まことにけつこうであります。まあ現在の財源ではそこまではむずかしいといふことであるならば、これをどうするかといふことでもございます。現実にはなかなか案はございせんけれども、また、これは税制の問題に限る限り、税のかからぬ最低タラスといふものにはどうするかという議論に對しましては、これは税の問題ではない、社会保障の問題だといふふうに考えるのも一つであります。しかし、もっと低い、免税点の上でも、もう少し税率をどうか下げられまいかというタラスに關しましては、もっと地方税の方で同時にまた考える方法はないだらうかといふふうにも思います。これは住民税も、一応いろんな経過を経てあるような案がございまして、はなはだ税それ自体から見ますと不徹底だと思ひます。この辺ももう少し地方税の中で今年すぐの問題ではありせんから、もっと検討してもらえまいかといふふうに考えます。その中で、住民税ではありせんが、私、一つ非常に興味があると思ひましたのは、固定資産税と関連して一つの提案を出しております。御承知かと思ひますが御紹介いたしますと、居住税というふうな

アイデア、これは持ち家だとかあるいは借家、あるいはアパート、どんな家にいたしまして、世帯人員一人当り一定の価格を一応きめておいて、それ以上の住居に住んでいる人に対しては、超過分に対して定率ないしは累進的に課税するといふふうな考え方でありまして、まあこれはこれとして一つ低所得者にも関連しておもしろいアイデアであると思ひます。それを固定資産税なり所得税なりと関連させて考える道がありはしまいかといふふうにも思ひます。

次に、全般の傾向といひまして、国民所得の中で賃金所得の率、割合といふものは、戦後年々ふえて参りました。今後とも増加の趨勢にあると思ひます。その中で、従ひまして給与所得に対する源泉課税、それと申告課税であるところの営業所得や農林所得その他の事業所得といふものの不均衡が非常に拡大してゐることは周知の通りであります。この源泉課税制度をとつたといふのは、非常な大きな変革でありましたが、今のところ、日本の国民性、どうも一ぺんきまりますと、長いものには巻かれろといふふうなことで、イージーにあきらめる傾向が強いのであります。この源泉課税と申告課税によるそのほかの所得と給与所得の關係は、よほどもう一ぺん考へてもらいたい点があると思ひます。これは、給与所得の控除率をもつと多くするとかといふふうな考え方もあるのじゃないかと思ひます。全般的に租税のそうした点について不満を持たしたの、今度の若者の花代だとか、マージャンだとかいふふうなものの税率を低くして捕提を正確にしようといふ

うないろんな理由もありましようが、そういう地方税の中でもあるいは国税の中でもあるいはものごとれた。そういういたしまして、正直に納めるのは損だ、にげるやつに對しては税を付けてくれるといふふうな印象を非常に強く与えます。従つて、あつた三割とか一割五分とかいふ花代の税率、あるいはマージャンにいたしまして、二千元を千円にするといふふうなことが非常に過当な高い税であるといふふうには思われぬのでありますけれども、そういうふうなことがありますと、やはり脱税した方が得だといふ印象を強く国民に与える。そうすれば、その税金が安くなる可能性があるといふふうなことで、私はこういうふうな印象を与えるような税制といふものに対しては非常に疑問を持つのであります。ところが、そういう意味におきまして、この給与所得といふものが源泉課税であるという点で、非常にまあ全般的には損をしてゐるのでありますから、特にもう一ぺんこの辺を進めた案を、控除率なり何なりで考へていただくといふことができればといふふうにも思ひます。

なお、そういう公平の立場から言ひますと、農業事業税の問題も、地方税の中でしきりに出て参りましたが、今こうした一方に大きな減税があるときに、新しい税によつて増税するといふふうなことは、いろんな意味でもおもしろくないといふことで延ばされたようでありまして、これはまあ一応現在においてはやむを得ないと思ひますけれども、今後ともこの問題については一つ考へていただきたいといふ気がするのでありま。どうも地方税の問題なん

かをいろいろ見ておきますと、どうしても理事者とか、税金を取る方だとかいふふうな意見が先に立ちまして、納税者の立場といふものはどうもとぼけておる、かすんでおるような感じがしてならないのであります。これは直接この税制問題と關係がありますのでお述べましたのであります。なお、地方財政、行政については根本的にもう一ぺん考え方を、非常に大きな問題でありますけれどもぜひ推進して改革していただきたい。そして地方税の根本的な整理といふものを国税と結び合せてもう一ぺん徹底していただきたい。こういうことを特に希望いたしましたのであります。

それから、一つ問題として提起いたしておきたいのは、退職金ないしは今の方で言われました年金といふふうな厚生施設に關する課税の問題です。これは現在の社会保障制度がどうせそこまでいかなないのでありますから、この退職金が老後を養ふような人たちにとりましては、この税金が相当重い、五十万円といふのが一つのめどになつておるというふうなことではなかなか安心がならない。この点は、もう一ぺん思い切つた考え方を、お金がかかるわけでありせんから、とつてもらえまいかと思ひます。公務員には恩給がともかくあります。しかし民間では、いかなる大企業といへども、今年令が延びておるといふ実情から、退職金だけで老後を養ふといふふうなことはならない。ですから、こういうものに対する課税の仕方といふものは、特にもっと軽いものにして、その辺を保障するとか何とかといふふうな考え方ができないものかと思ひます。

す。もつとも退職金でもいろいろありますので、中には議員さんたち、ここで申してはどうかと思ひますが、地方の議員ではよくさういふ問題が出てくる。こういうものとの區別といふことも規定の仕方ではいろいろ考えられると思ひます。しかし、また実際問題として、あるいは公舎、公邸にやめた人たちが居すわつておるといふふうな問題も、いわゆる高所得者といふものの生活が戦前と比べれば低いもので安定してないといふこと、そういう実情から起きているのであります。もちろんさういふことは喜ばしいことではございせんけれども、なぜさうなつてゐるのかといふ金銭的な問題については、よほど税制の上でも考へていただく必要がある、こういうふうな希望するのであります。

テーマだけを簡単に申し上げて参りますが、高所得者は先ほど申しましたように百万円以上、今の実情におきましてはせいぜい五百万円以上といふところに相当ウェートをかけていくといふのが今の考えだと思ひます。それで、問題は配当所得の問題であります。これが三千万円、五千万円になりますと、主として配当所得だ、六割から七割まで配当所得だ。こういうものの對しまして、今の配当に對する課税の仕方といふものが割合に優遇されております。そこで、この辺はもう少し考へ直す余地があるのではないか。これはまあ二重課税とかいふいろいろな問題ではありますけれども、実情に即してもう少し資産所得にさういふ意味における重課をするといふふうなことが考へられてよいのではないか。これは累進全般の問題と関連して考へるので

第五部(附屬) 大藏委員会公聴会會議録第一号 昭和三十三年三月十九日 [參議院]

あります。

なお法人税の問題は特別措置の廃止と関連して問題になるのであります。が、今度全面的に整理するということがなかなか困難だったようであります。もちろん経済界の立ち直りはこの数年間ようやく軌道に乗ってきたというだけのことで、今すぐこれを全部なさいは大部分を廃止する、あるいは整理するということとはなかなかむずかしいことはよくわかります。しかしながら九百億にも上るこれを、特別措置による減税を、今度は二百五十億です、平年化して四百五十億とかというのであります、こういうこともできるだけ早く整理をして見当をつけていた方がよい。でないと、税体系全般として法人税との関係も不明確なまま臨時の形でいく、経済が正常化するというならば、こういうものもある限界点までぎりぎりにおしめていって、むしろ年次計画を立てておいたかどうか。一年先はこうするとか、二年先はこうするとか、法人税はこうするといふことで、そうしますと経済界の方もこれに対応した計画が立つのではないかと、また二年ないし三年という控除の暫定的な措置が今年はいよいよありますが、そのときにがんばればまた伸びるのではないかと、うううな余地が多分に残っているように思うのです。そういうことではこの廃止ということとはなかなか困難ではないかと思うので、税制をどうせ整理いたしますならば、そういうふうなめどと申しますか計画と申しますか、今度の法案は法案といたしまして、一つ計画を立てておいたらいではないかと、こういうふうに考えます。

長くなりましたから、以上で……。

○委員長(廣瀬久忠君) それでは公述人青砥君及び波多君に對しまして、御二人のどちらにでも御質問をお願いいたします。

○平林剛君 初め波多さんに……。今あなたの御説の中で、自然増収というものは国民から取り立てたものから、国民に返せという御議論が冒頭にありました。ことしの自然増収が非常にたくさんあるという御説がございまして、その点について私はお伺いをいたしました。いわけでありますけれども、この自然増収が政府の見込みよりも、もっと多くなる。一説によればこれが政府の考えている以上に多くなるという御説から言われています。もしそういう事象あるならば、それが十分予想されるというところであれば、一体どういうところに減税を差し向けたらよいのか。つまり今政府が議会で出している案について御検討なさったと思うのでありますけれども、なおその足らざるのところをいろいろ補足をする必要があるのではないかと、もし波多さんがこの減税を実際に行う実力者である、こういう想定のもとに立ちまして、あなたはどういう点をなお措置したいとお考えになっておられますか。一つその構想をお聞かせ願いたいと思つて、どういふところをなお直していったらいいか、あるいはどういふところに減税を振り向けたらいいか、案がでる上るだろうか、こういうような立場で御見解を一つお聞かせ願いたいと思つて、

○公述人(波多尚君) 今申し上げたように、まず累進税率の関係は、つまり百万円以下、特に五十万円以下というふうな点の税率をずっと低くして、むしろ尻を上げていくというふうな考えが一つです。それからもう一つは、さっき申しましたように、勤労給与所得の控除率というものが、農業、営業所得と比較の関係におきまして、もっと高めてよいのではないかと、こういうふうに思っています。これが第一の段階ではないかと思つて、

○公述人(青砥正吉君) この自然増収と申しますか、実は本年三十二年度の自然増収でございまして、これはこの所得税からも生れますし、それから法人税からも相当額生れる、それからその他の税からも生れるわけですが、まあ所得の中から生れるものは所得税を軽減する、法人から生れるものは法人税へ返す、こういうのが、大体少し原始的ではあります。筋が通った考え方ではないか、こういうことなんですね。従いまして、三十二年は所得税をいわずに一千億を減税する、こういうことにすべてを集中させる。ですから、先ほど申し上げたように一べんに両方やるといふことはなかなかむずかしい。それからまあ自然増収を減税に当てていかどうかという点についてはこれは議論もあるところでございます。し、こういうふうなことで、ことしは一千億円の減税にいきたい、しかし経済界の将来を見ますと、世界的に景気の調整が非常にうまくなっています。日本は戦国時代から一騎打ちの精神で鍛えられたので非常に競争が激しい、こういうことで過剰設備等もほつぽつ出て参るというふうな傾向ですね。世界と比べれば、先進国と比べれば、そ

の波は荒いかもしれないけれども、過去の變動から見ますと、よほど變動の波は小さくなっている。先ほどもちよつと触れましたように、企業の戦前の利益というものは、売上げ利益にしましても、投下資本の利益にしましても一三〇一だった。それが現在は三〇半だ、四分の一になつて、こういうことなんですね。そういうふうな景気の調整がうまくなつてきている。それから戦後の回復にしましても、これは世界全体が景気がよくなるなければ、ちよつと人間のからだみたいなので、どこか一カ所けががあつても全体の成長に差しかえる。スエズの問題についてもそうだと思います。世界経済の面から見れば、そういうところにちよつと問題があれば、一時は日本に有利であるが、結局においてはそうでもないのじゃないか。こういうことで、今後私はそういうことで、世界的にも日本も景気の調整はうまくなつて、戦前と比べたら利潤が少なくなつて、こういうことは漸次そういうことによつてとれていく、従つて自然増収もあり得る、ですから三十三年度の自然増収で、今の間接税の拡充により間接税も一%を設定することによつて千八百億はとれるわけでありまして、千八百億とれば、まあそれで扶養控除をふやしまして、そうすると、まあ所得税はおそらく今度減税されてさらに半分くらいになる、その余りで法人税をまた減らすということができるのじゃないかというふうに考えます。

で、先ほど犠牲のお話がございましたけれども、なるほど犠牲はございませうけれども、犠牲に報いるように、勤労者に対する給与にしましても戦前に

策によつて提案しておるわけでありま

が、実際の面においては国民がそれ

出で参るというふうな傾向ですね。世

比べればまだ八割にもなっていない。ですから神武以来の好景気が素通りしている、企業の方は戦前に比べて六割にしかなくなっていない、こういうことなんです。ですから、これにはいろいろ順序はありましようが、卵が先か鳥が先かというように、木を少し太らせ、結局同じように、木を少し太らせるために肥料を先へやって太らして、大きいりっぱな果物を食った方がむしろいいのじゃないかとまあこういうふうにも感ずる、そこはいろいろかね合いであって、木を枯らしてしまったり、木が弱って果物がならなければ、分けようにも分け方がないわけです。そこは犠牲と申しますか、これは双方にそういつた犠牲と努力があるわけです。努力というのを私が申し上げたのは、戦前と比べて企業の利潤も低いし、内部蓄積も戦前の六割くらいしかないのだ。だからこつちの方も税の面でも考えて多少太らせるようにして、そうして従業員も戦前以上の給与を支給していきけるように税制の面で考慮を払いたい、こういうふうな考え方なんです。

○平林剛君 あなたの話を聞いていると、今の神武以来の景気の風がどこを吹いているのかわからなくなつてしまふ。これはあまり議論をしても仕方がないのですから、もう一つだけちょっとお聞きしますけれども、今、波多さんからの御意見に、租税特別措置法のようなものはなるべく早く整理をすべきだ、これは、きようおいでになつたどなたも強調されたことなんで、あなただけが特別なお考えを持つておられるのでありますけれども、その際にも今お聞きになつたように年次計画を立て

てやるくらいのこととは考えたらどうだという、非常に傾聴すべき御意見であります。私もこの間大蔵大臣にその点をいろいろお話ししまして、今のままで租税特別措置法は租税特別措置にならない、銀行利子の免税でも、配当課税の特別措置でも、今のままで恒久的なものにするするするするなつていつてしまふおそれがあるので、いつまで経つても税負担の公平ということや国民が非常に強く批判をしていることに對する解決策になつていかない。これは一つ業界の方も経済界の方でも、租税の原則というものに立つて、もう少し謙虚な立場でこれに對応するような形をとつてもらわなければならぬのじゃないだろうか、先ほどのお説と全く同様な見解を述べまして議論をしたことがあつたわけなんですけれども、あなたが決して経済界を代表してきようおいでになつたとは思いませんけれども、実際に私はそういうくらしい心がまえがないという、現在の租税の体制というものを直すことはできない、経済界でもやはり全般的な立場を考へて、租税特別措置については相当思い切つて政府にも協力をする、という態度が必要ではないだろうか、こう思うのでありますけれども、どうも先ほどの御意見を聞いておりますという、少し自分の田に水を引くようなことばかりお話になつて、私としては氣にいらぬわけでありまして、まあ一つあなたにお考えがあつたらお伺いしましょう。

○公述人(青砥正吉君) 租税特別措置については、先ほど申し上げました昭和二十七年に税率を三十五から四十二に上げる際、税を上げますと企業の内

部に入ります利益が少くなるわけですね。ですから、財政収入をカバーするためにやむを得ず上げるのだが、ここにおいて一つめんどろをみる、こういうことで上げられたわけなんです。ここにきて法人税をまあ三十五の適用限度は五十万だけれども、一応ふえるはふえたのです。しかしその目的は中小企業をカバーする、こういうような意味でふえたのです。租税特別措置とは関係がないわけなんです。それからもう一つには、税の理想としてはそういう政策を織り込んではいけない、こういうことがまあ理想なんです。本に書いてある理想ですが、まあ特にこういう国会の方々においては、あらゆる政策をひつさげて国民を富ましめる、国を振興せしめる、こういうことがおそれ主たる御任務ではないかと私は想像いたします。そういう意味において、それは大蔵省の税務当局のお考え方が税にそういう制度を織り込まないというのかわかるのですが、むしろあなたの方の立場からすれば、そういう政策を織り込んで実際にマツチせしめる、こういう考へでむしろ織り込んでいた方が本筋ではないか、しかしそれも税率も戦前と比べると、三五にしましてもまあむしろ高くなつておりますから、税全体を、法人税率を一〇%ぐらいにすると、こういうことなら企業の内部で蓄積が残ります、特にそういう細い税法を作つて、あ

だ、こうだと言わなくてもいいのではないか。しかし税率が高いから、特別に必要なものとか、あるいは国のために必要なるものを振興させるために、何と言いますか、ちよつと注射を一本さすというぐらゐのことでありまし

て、永久にこれが必要だというようなことではございません。ですから、自己資本が戦前のように六一とか、アメリカのように六四ということになれば、これは当然はずされていいのではないか。ですからそういう意味で、国の財政税制の十年計画、こういうふうなものを作られるということは、非常に国民としてもよりどころがあつて非常にけっこうだと思います。そういう要望は私たちとしても、してはおるのではありませんけれども、なかなか責任ある当局の立場としては、将来の見通しですから非常に狂いがちなんで、それで、いまだもつて示されないような状況で、その点についてはまことに御同感でございます。

○平林剛君 まあ私は、あなたのお説の中で、租税特別措置法と補助金の関係についても御意見が伺いたいののでありますが、時間がありませんから省略いたします。

最後に、あなたはお話しにならないか。つたけれども、いわゆる今度の所得税法で支払い調書を作る。いわゆる名義人としての配当を受ける者の措置がきめられるわけでありまだけれども、あなたの方は一体どういう御見解を……。○公述人(青砥正吉君) それは私ちよつとこの間見たのですけれども、十分読んでいないのです、見出しだけで、どういふ内容か、ちよつとわかりませんので……。

○平林剛君 それではいいです。○委員長(廣瀬久忠君) まことに御苦労さまでした。これにて公聴会を終ります。散会いたします。午後四時十四分散会

昭和三十三年三月二十六日印刷

昭和三十三年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局